

第2期
いちき串木野市子ども・子育て支援事業計画
(素案)

鹿児島県いちき串木野市

(目次)

第1章 計画の概要

第2章 いちき串木野市の子ども・子育てを取り巻く状況

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）

第5章 子ども・子育て施策の展開

第6章 計画の推進と進行管理

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

いちき串木野市では、平成26年度（2014年度）に「いちき串木野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業、学童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、待機児童の発生が課題となっており、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保が進められている状況となっています。

国においては、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的に、平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年（2015年）4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。その後、平成28年（2016年）4月に「子ども・子育て支援法」の改正、平成28年（2016年）6月に「ニッポン一億総活躍プラン」の策定、平成29年（2017年）12月に「新しい経済政策パッケージ」が策定され、令和元年（2019年）10月には「子ども・子育て支援法」の一部改正が予定されています。

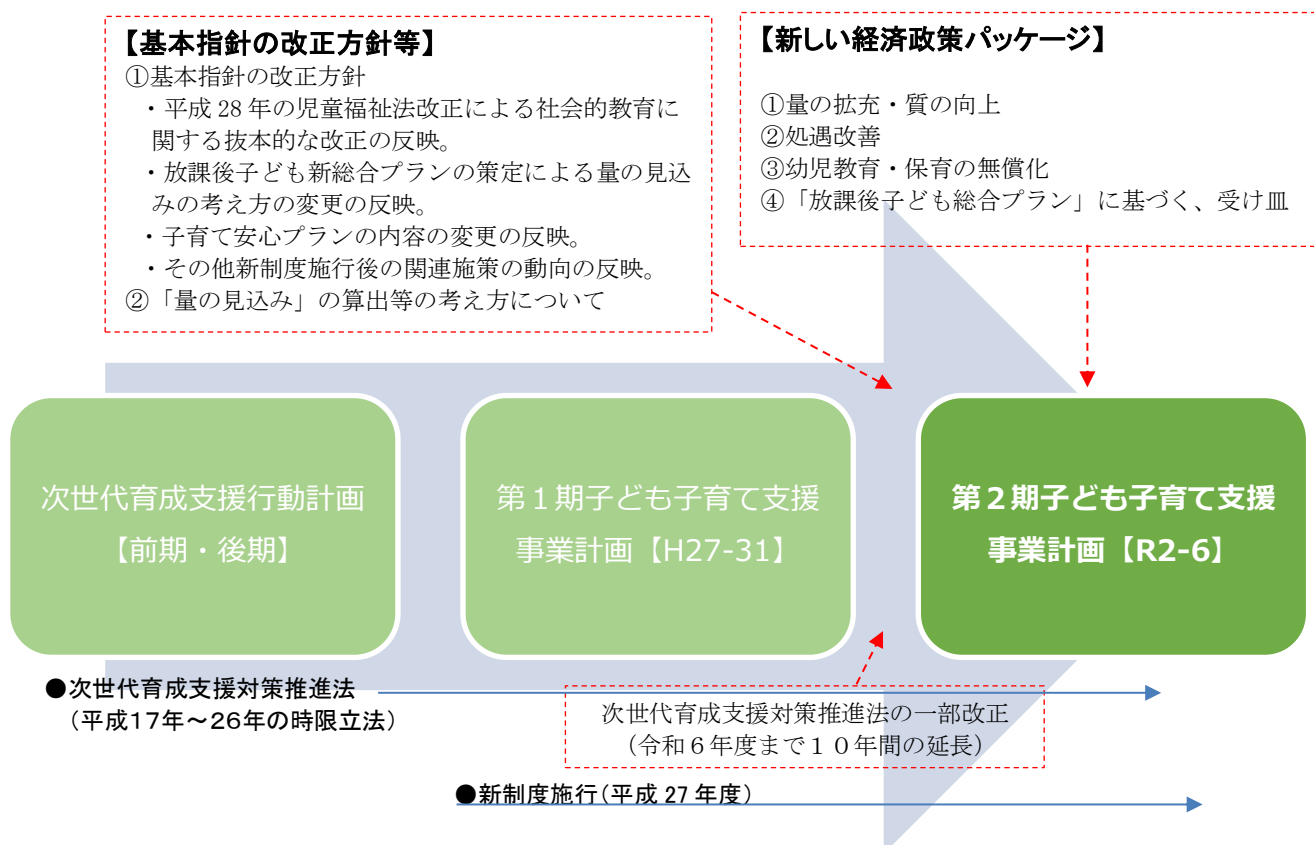
こうした中、幼児期の教育・保育および地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進しながら、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿確保、「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化を推進していくことが重要であるとされています。

このたび、いちき串木野市においては、現行の「子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況や関連する法改正等の動向、国・県の動向を踏まえ、令和2年度（2020年度）からの新たな「第2期いちき串木野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

【国の動向】

	法律・制度等	内容
平成27年	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記
	保育士確保プラン	・加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保(⇒平成27年に9万人に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策推進法	・平成37年3月末までの時限立法に延長

平成 28 年	子ども・若者育成支援推進大綱	・平成 37 年3月末までの時限立法に延長
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることが明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
平成 29 年	子育て安心プラン	・平成 32 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
平成 30 年	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
	基本指針の改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更が明示



2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「いちき串木野市総合計画」の分野別計画として位置付けるとともに、いちき串木野市の関連計画との整合性を図り策定するものです。

また、いちき串木野市次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。そのため、本市では、可能な限りいちき串木野市次世代育成支援地域行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

さらに、平成30年9月に厚生労働省、文部科学省により策定された「新・放課後子ども総合プラン」に関する計画についても、包括的に盛り込むことにします。

<子ども・子育て支援法(抄)>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)第六十一条市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度(2020年度)を初年度として令和6年度(2024年度)までの5箇年を対象期間とします。

なお、計画期間の最終年度である令和6年度(2024年度)には、いちき串木野市を取り巻く今後の諸状況等を踏まえ次期計画を策定します。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
いちき串木野市 次世代育成支援対策行動計画					いちき串木野市 子ども・子育て支援事業計画					第2期いちき串木野市 子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

①調査目的

子ども・子育て支援法に基づき、令和元年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査の実施期間

平成 30 年 11 月

③調査対象

いちき串木野市在住の「就学児前児童及び小学校児童のいる世帯」の保護者

④調査方法

本市行政嘱託員による配布回収及び郵送・回収

⑤調査数及び回収状況

	全体	回収状況	
		行政嘱託員による 配布回収	郵送回収
配布数	1,200 件	900 件	300 件
回収数	934 件	809 件	125 件
回収率	77.8%	89.9%	41.7%

(2) 子ども・子育て会議

計画策定においては、住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、地域住民代表、保健、医療及び福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、計 4 回の審議を行いました。（予定）

(3) パブリックコメントの実施

令和元年 12 月に計画素案をいちき串木野ホームページで公表し、住民からの計画内容全般に関する意見募集を行いました。（予定）

第2章 いちき串木野市の子ども・子育てを取り巻く状況

本市の合計特殊出生率は、平成25年から平成29年はほぼ横ばいに推移しており、平成29年は1.50となっています。これは人口を維持していくのに必要な人口置換水準2.07を下回り、少子化が進み、依然として人口減少が続いています。

このような状況の中、本市では独自に創設した未来の宝子育て支援金制度や、子育て支援住宅を整備するなど、市外からの子育て世帯の定住化を促進するとともに、子ども医療費を中学校卒業時まで無料化するなど、医療費や育児に係る負担軽減を図り、少子化対策に取り組んでいます。

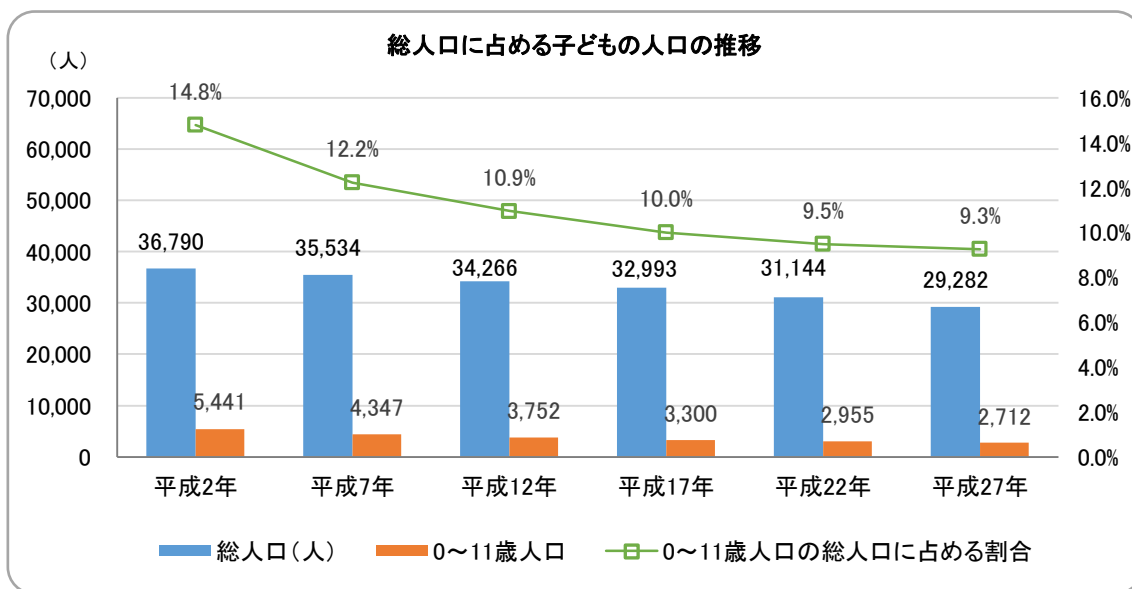
しかしながら、未婚率の上昇と夫婦の子どもの数の減少による出生率の低下や、核家族化や夫婦共働き世帯の増加など、家族形態の変化に伴って、様々なニーズが生まれるとともに、乳幼児や児童への虐待などが顕在化しており、関係機関の連携による対応が求められています。

1 統計的な状況

(1) 人口の推移

① 総人口に占める子どもの人口の推移

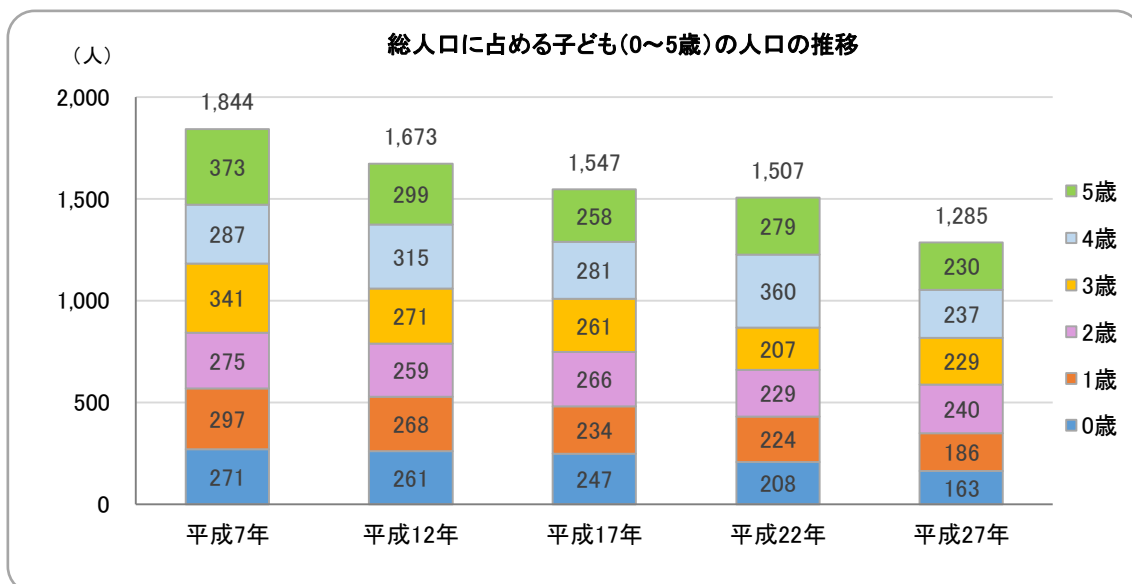
本市の総人口は、平成27年10月1日現在、29,282人で平成7年より6,252人減少となっています。また、0～11歳人口は平成27年に2,712人で平成7年よりも1,635人減少となり、11歳未満の人口は、総人口の9.3%となっています。



(資料：国勢調査)

② 0～5歳の年齢階級別人口の推移

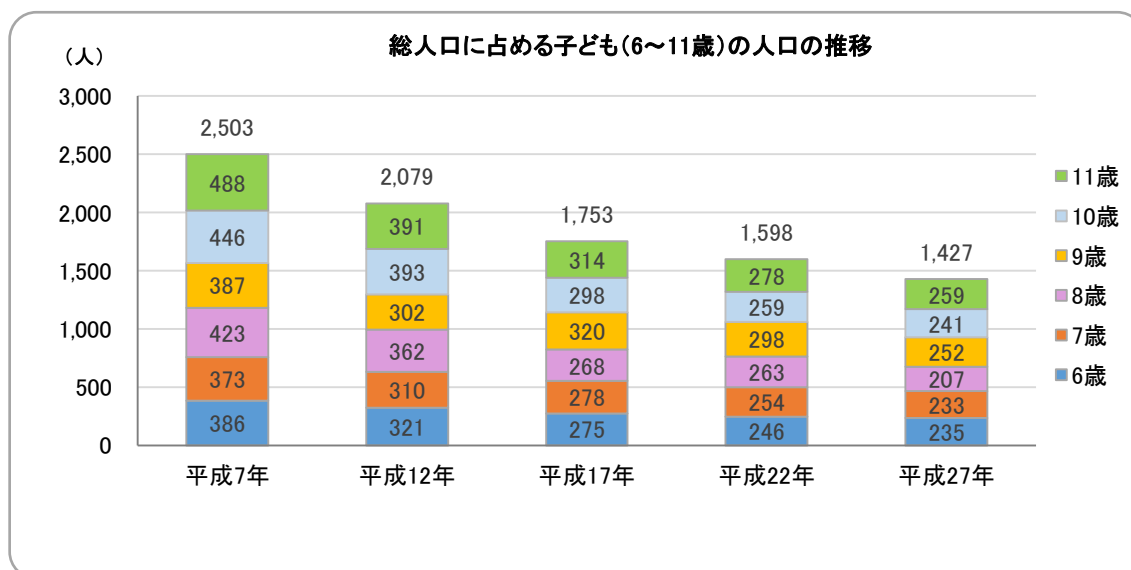
0～5歳人口は、各年齢階級において減少傾向になっています。特に、5歳は平成7年で373人、平成27年で230人となり、143人減少となっています。



(資料：国勢調査)

③ 6～11歳の年齢階級別人口の推移

6～11歳人口は、各年齢階級において減少傾向になっています。特に、減少幅が大きい8歳は平成7年で553人、平成27年で207人となり、346人減少となっています。



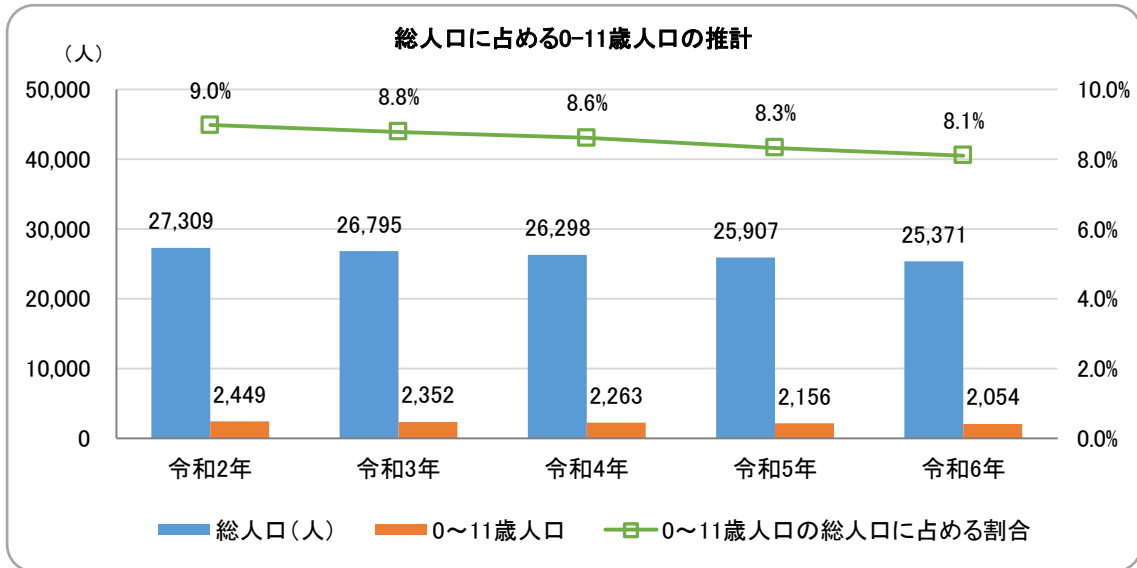
(資料：国勢調査)

(2) 人口の推計

推計は、平成26年から平成30年の住民基本台帳（各年4月1日時点）を基にコーホート変化率法を用いて算出しました。

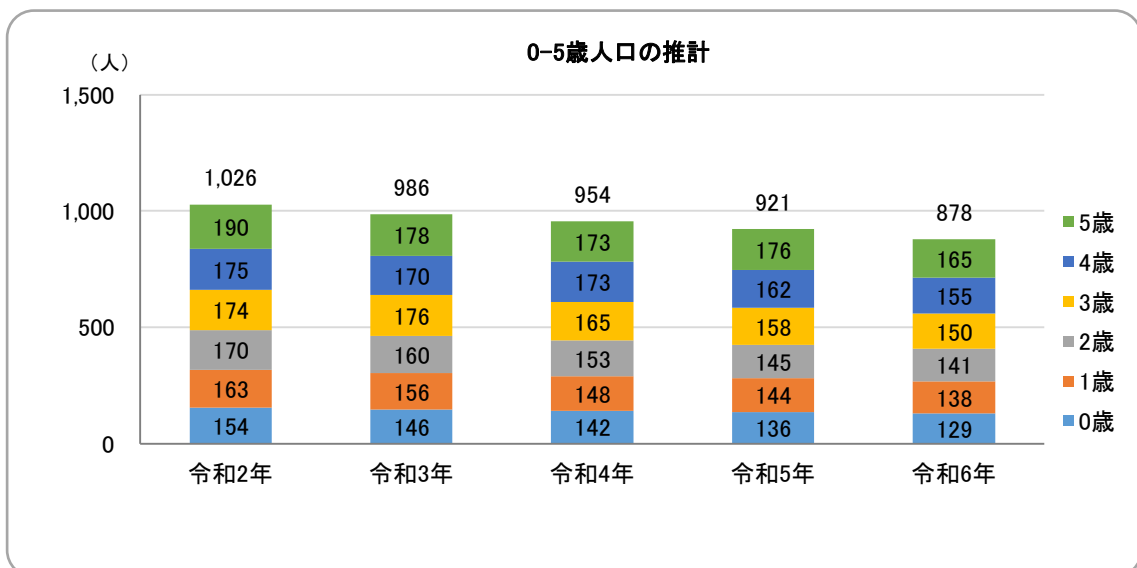
① 総人口に占める子どもの人口（推計）

総人口に占める子どもの人口（0～11歳）は、令和2年以降、年々減少するものと推計されます。



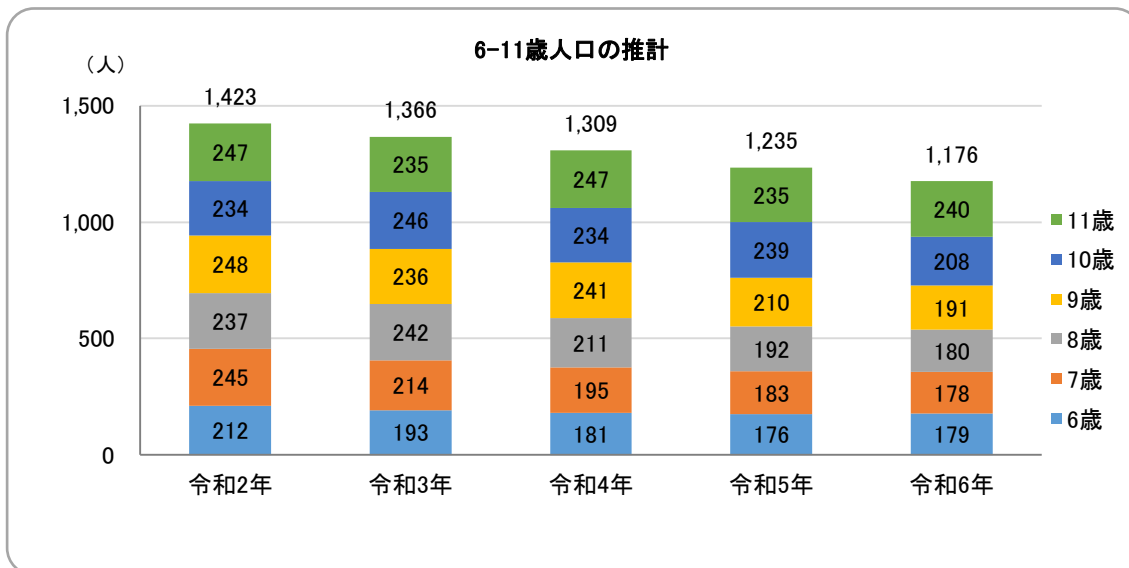
② 0～5歳の年齢階級別人口の推移（推計）

0～5歳の年齢階級別人口は、令和2年の1,026人から、令和6年では878人となり、148人の減少と推計され、すべての年齢階級で減少が見込まれます。



③ 6～11歳の年齢階級別人口の推移（推計）

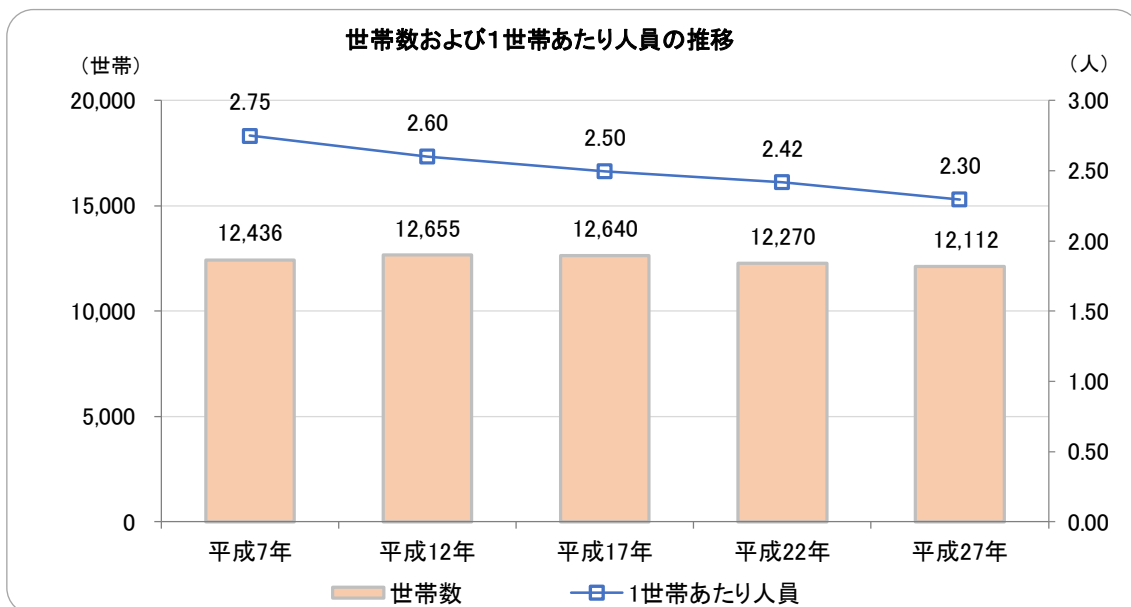
6～11歳の年齢階級別人口は、令和2年の1,423人から、令和6年では1,176人となり、247人の減少と推計され、すべての年齢階級で減少が見込まれます。



(3) 世帯

① 世帯数および1世帯あたり人員の推移

世帯数は、横ばいで推移していますが、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。



(資料：国勢調査)

② 世帯の家族類型

世帯の総数は、平成27年では12,112世帯で平成7年から324世帯の減少となっています。核家族世帯は減少傾向にあります。単独世帯は増加傾向にあります。

家族類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	12,436	12,655	12,640	12,270	12,112
A 親族世帯	9,656	9,575	9,294	8,862	8,395
I 核家族世帯	8,138	8,255	8,142	7,848	7,709
(1) 夫婦のみ	2,932	3,105	3,113	3,147	3,158
(2) 夫婦と子ども	4,240	4,039	3,805	3,504	3,285
(3) 男親と子ども	966	150	155	167	175
(4) 女親と子ども		961	1,069	1,030	1,091
II その他の親族世帯	1,518	1,320	1,152	1,014	686
B 非親族世帯	23	20	14	57	43
C 単独世帯	2,757	3,060	3,332	3,351	3,673

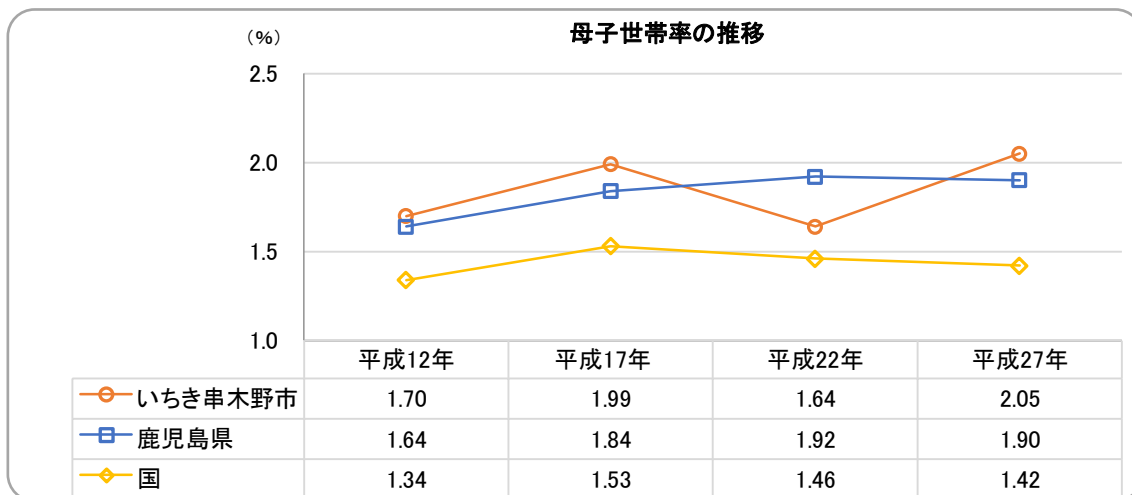
(資料：国勢調査)

※平成7年は男親と子ども、女親と子ども一緒の集計になっています。
家族類型「不詳」も含まれます。

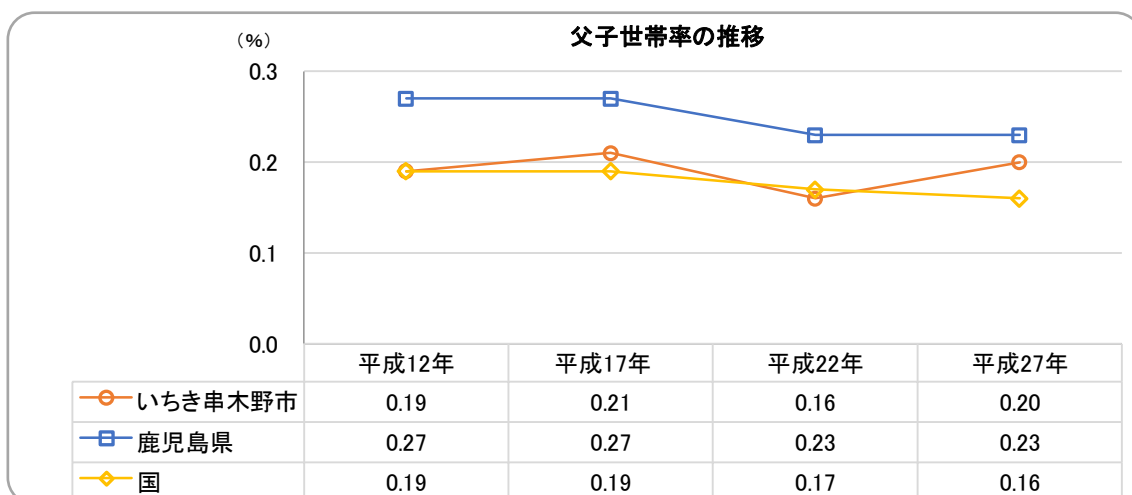
③ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の推移

母子世帯率は、平成27年で2.05と増加傾向にあり、鹿児島県、国と比較して高くなっています。父子世帯率は、平成27年で0.20と鹿児島県、国と同等の推移となっています。

父子世帯は母子世帯の10分の1となっています。



(資料：国勢調査)



(資料：国勢調査)

※母子（父子）世帯とは、未婚、死別又は離別の母親（父親）と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる一般世帯

【母子世帯】

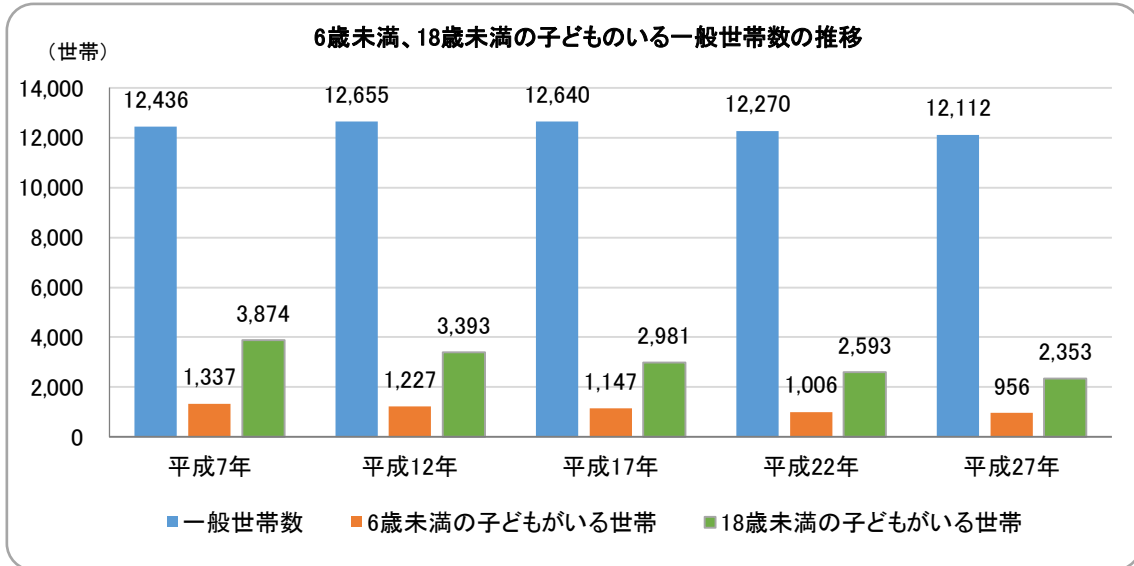
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
いちき串木野市	215	251	201	248
鹿児島県	11,720	13,301	13,942	13,746
国	625,904	749,048	755,972	754,724

【父子世帯】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
いちき串木野市	24	26	20	24
鹿児島県	1,949	1,950	1,689	1,641
国	87,373	92,285	88,689	84,003

④ 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

6歳未満の子どものいる世帯は、平成27年では956世帯で平成7年から381世帯の減少となっています。18歳未満の子どものいる世帯は、平成27年では2,353世帯で平成7年から1,521世帯の減少となっています。

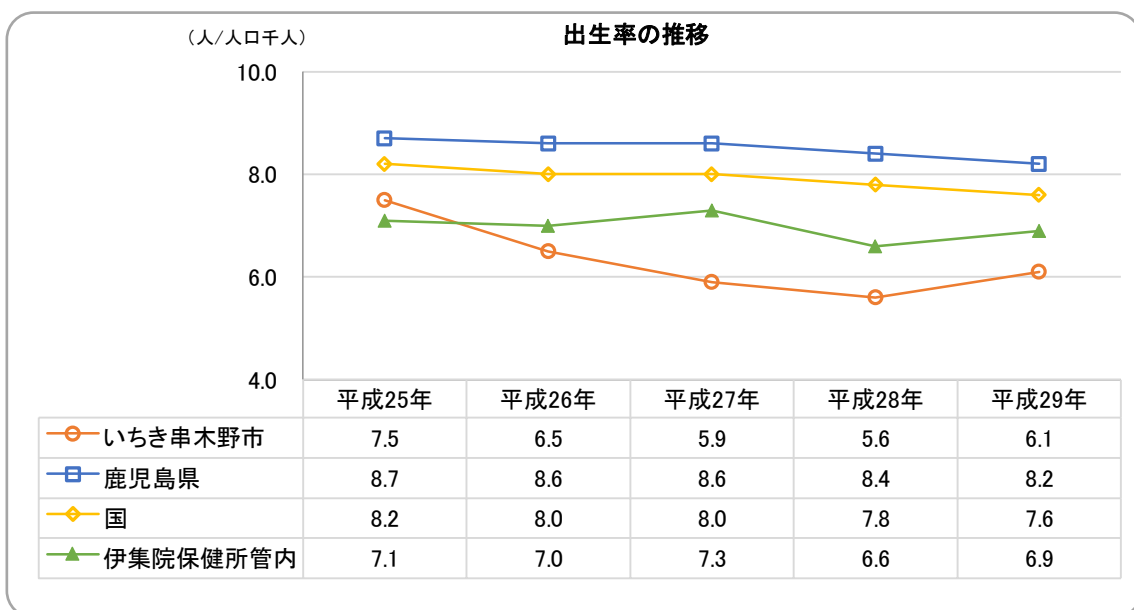


(資料：国勢調査)

(4) 結婚・出産等

① 出生率の推移

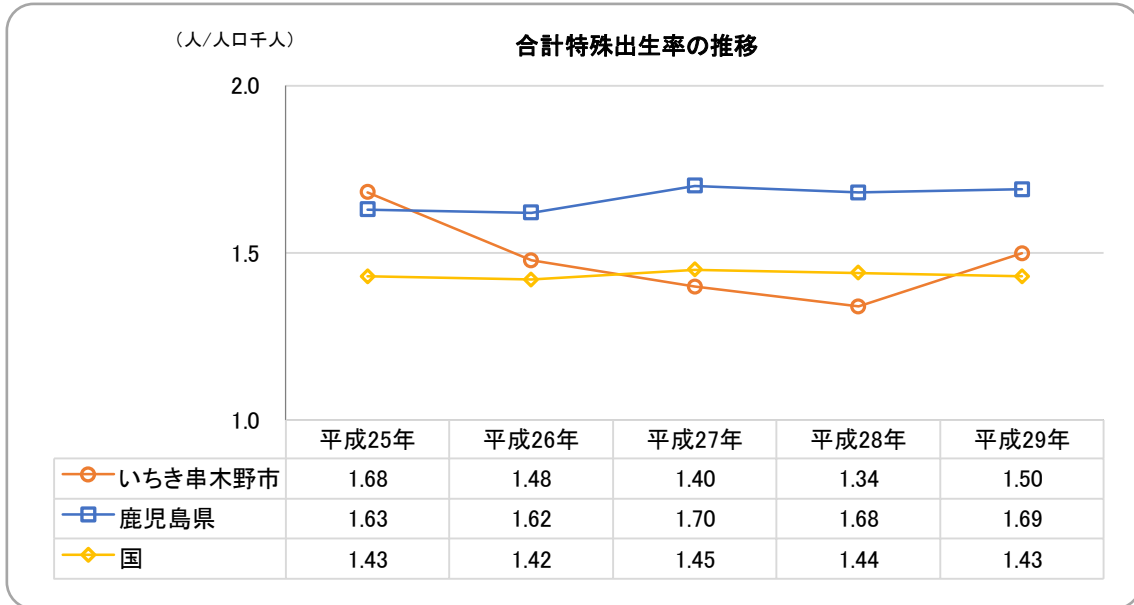
出生率は、平成25年で7.5でしたが平成29年で6.1と減少傾向にあり、鹿児島県、国、伊集院保健所管内と比較して低くなっています。



(資料：人口動態統計)

②合計特殊出生率の推移

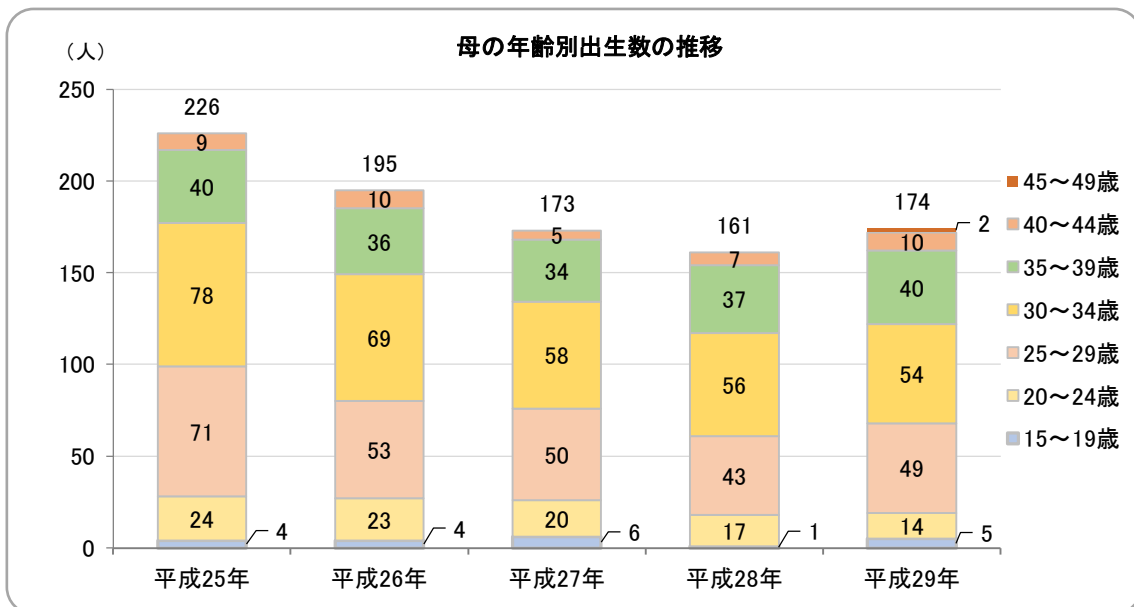
一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率は、平成29年で1.50となっています。平成28年に減少しましたが、ほぼ横ばいで推移しており、鹿児島県と比較すると低い割合で推移しています。



(資料：人口動態統計)

③母の年齢別出生数の推移

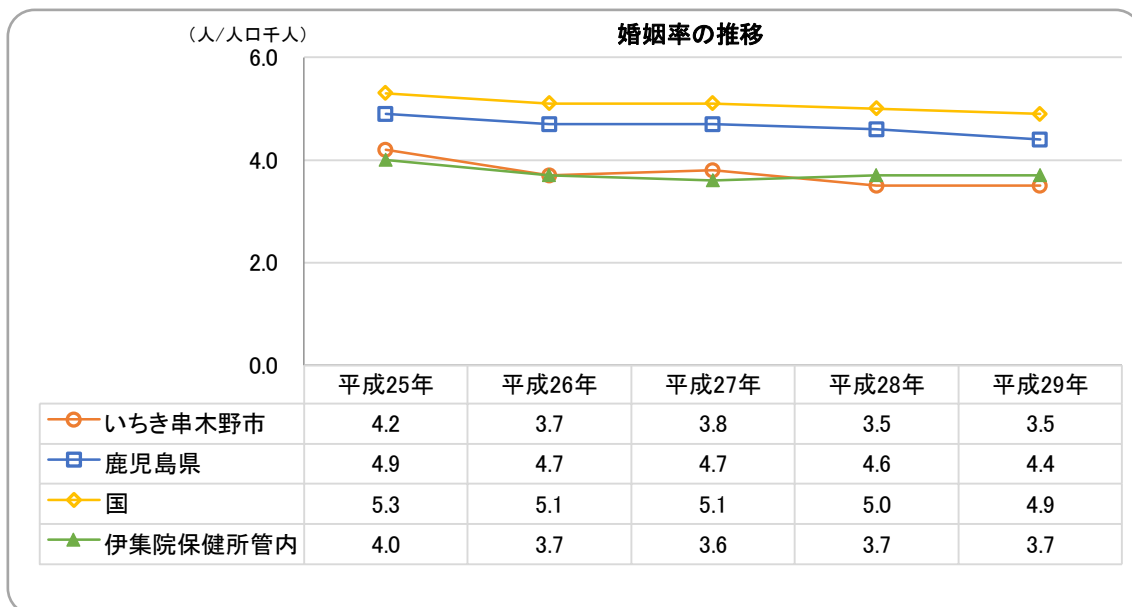
母の年齢別出生数は、平成25年では25～29歳の出生数が71人、30～34歳の出生数が78人でしたが、平成29年では25～29歳で49人、30～34歳で54人とともに20人以上減少しています。



(資料：人口動態統計)

④ 婚姻率の推移

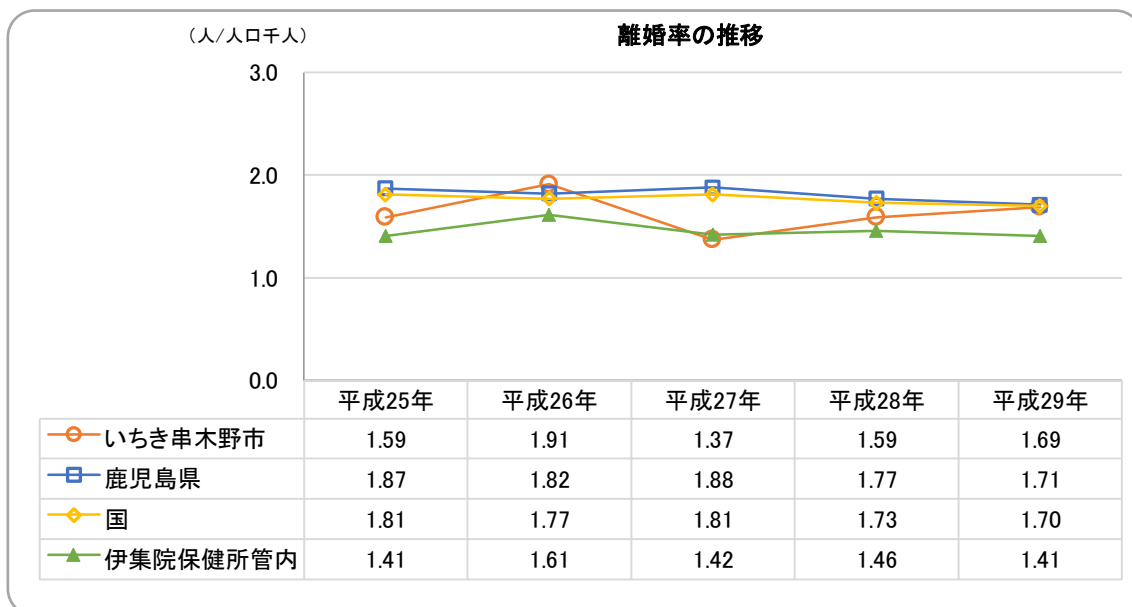
婚姻率は、平成29年で3.5と減少傾向にあり、鹿児島県、国、伊集院保健所管内と比較して低くなっています。



(資料：人口動態統計)

⑤ 離婚率の推移

離婚率は、平成29年で1.69となっており、鹿児島県、国と比較して同程度となっています。

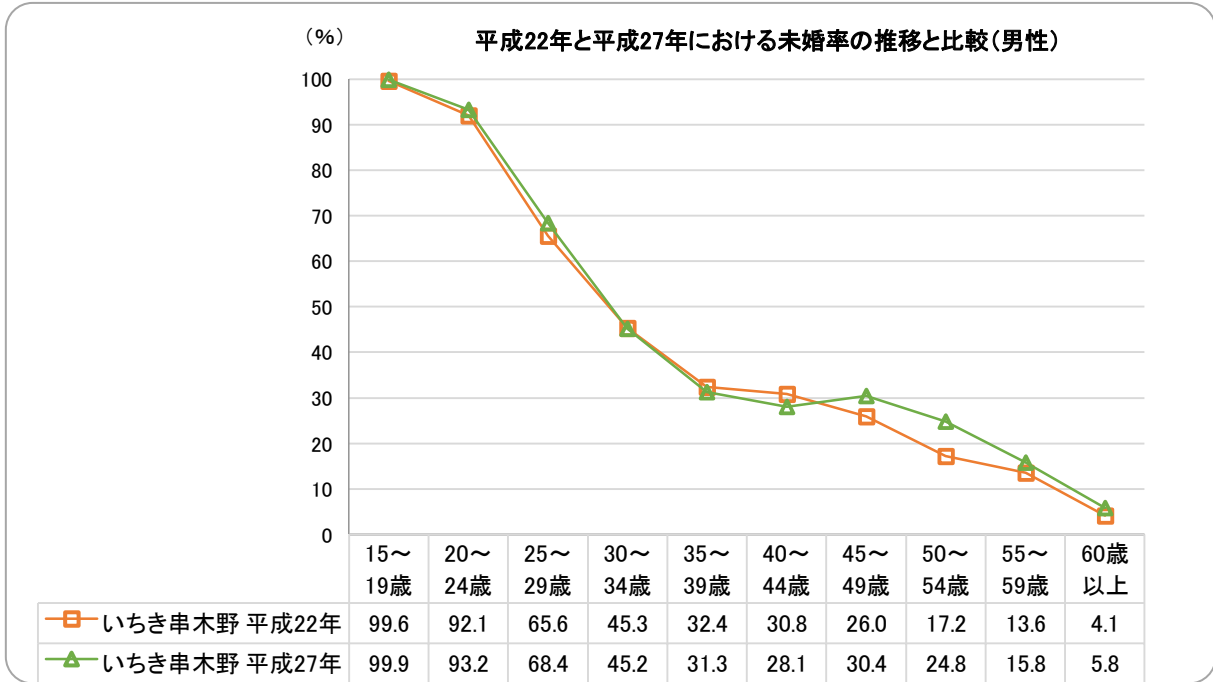


(資料：人口動態統計)

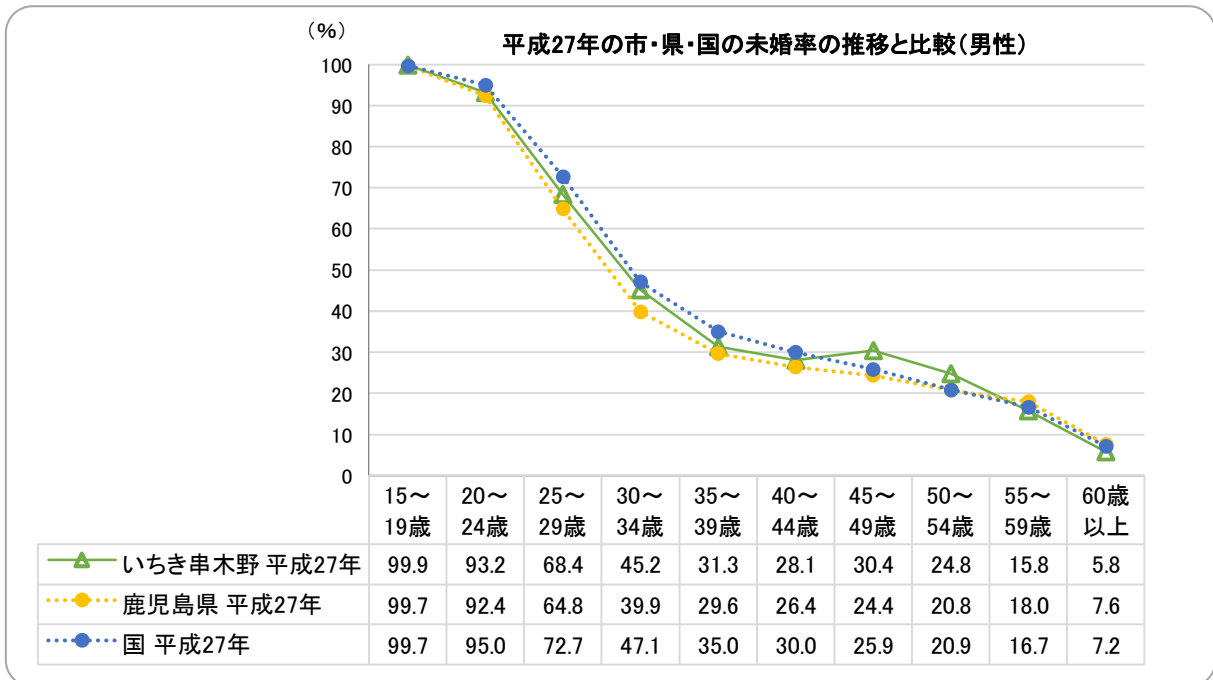
⑥未婚率の推移と比較

男性の未婚率で平成22年と平成27年を比較すると45～54歳で3ポイント以上増加しています。

平成27年の男性の未婚率は、15歳～54歳では鹿児島県を上回っています。



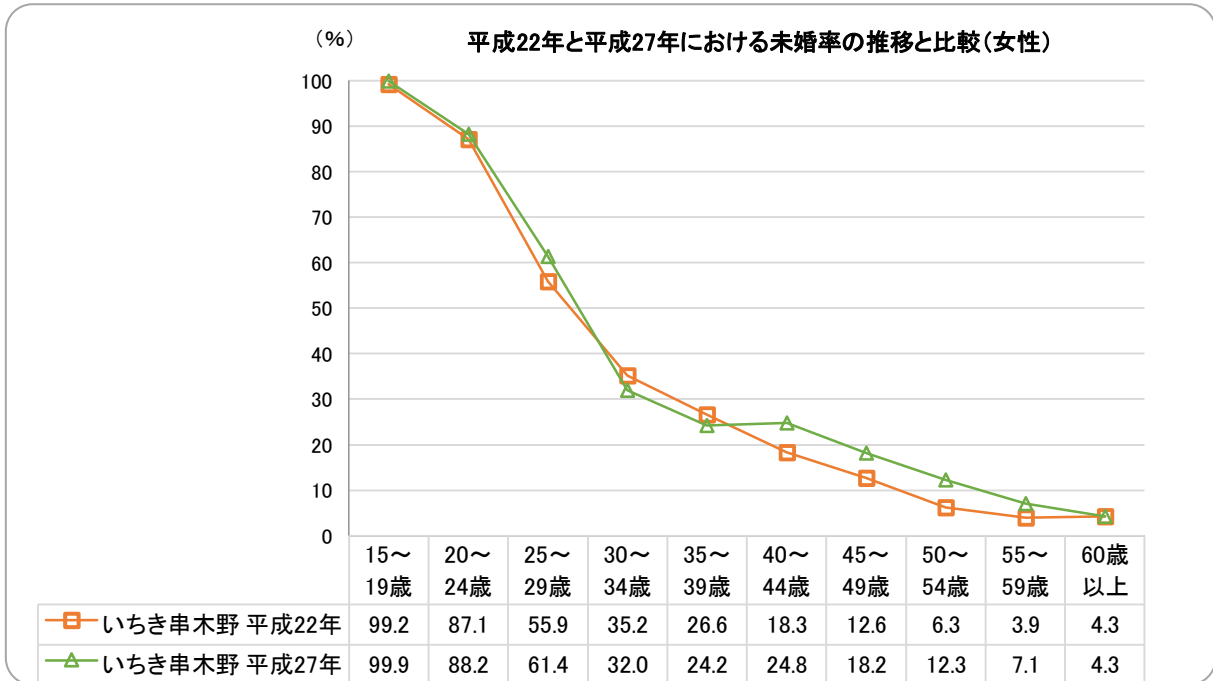
(資料：国勢調査)



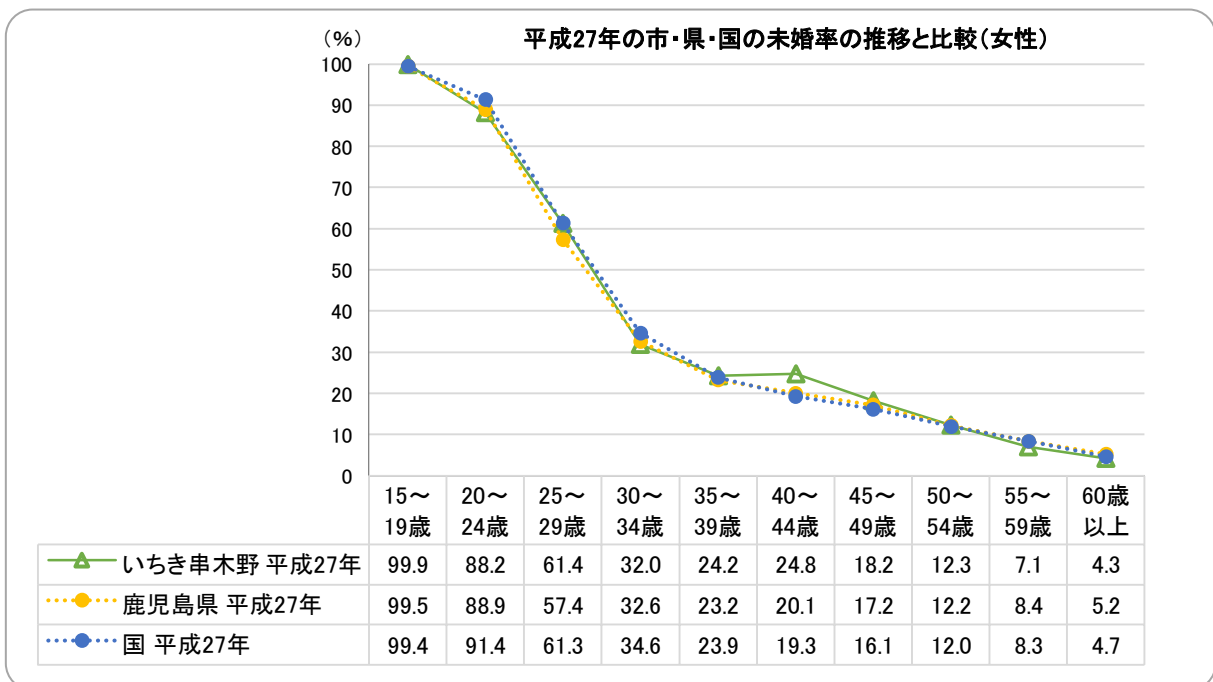
(資料：国勢調査)

女性の未婚率で平成22年と平成27年を比較すると40～54歳で5ポイント以上増加しています。

平成27年の女性の未婚率は、35～49歳では鹿児島県、国より上回っています。



(資料：国勢調査)

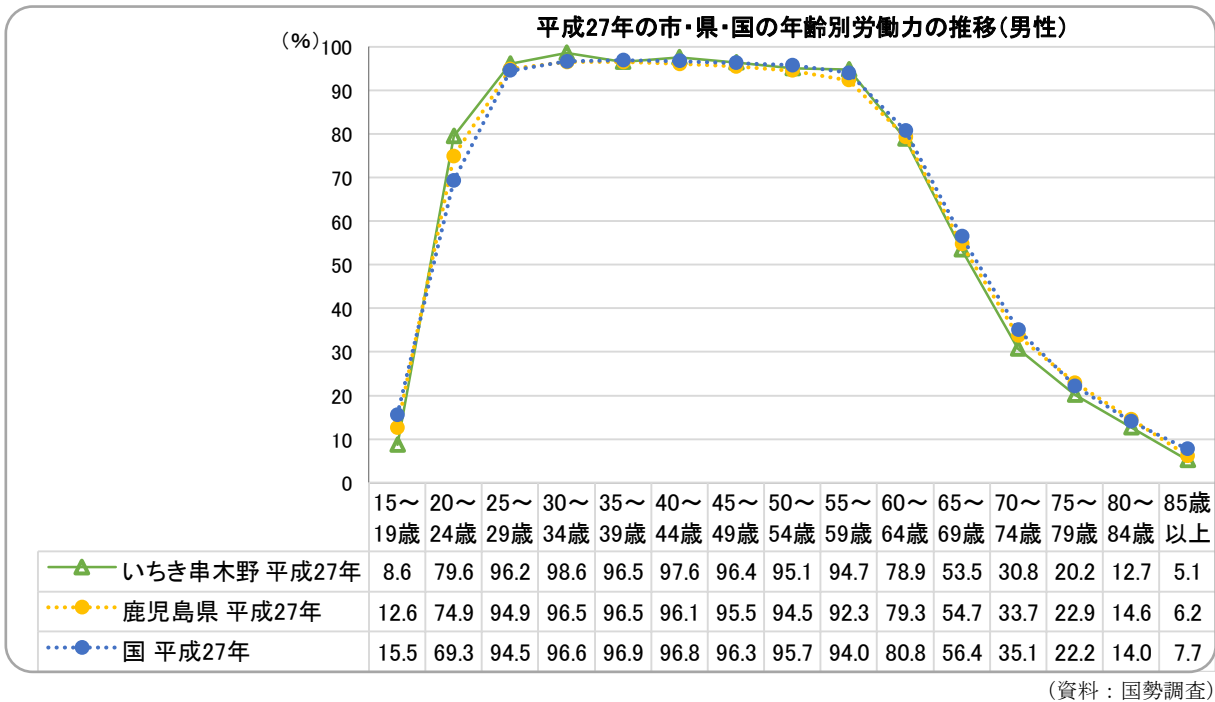
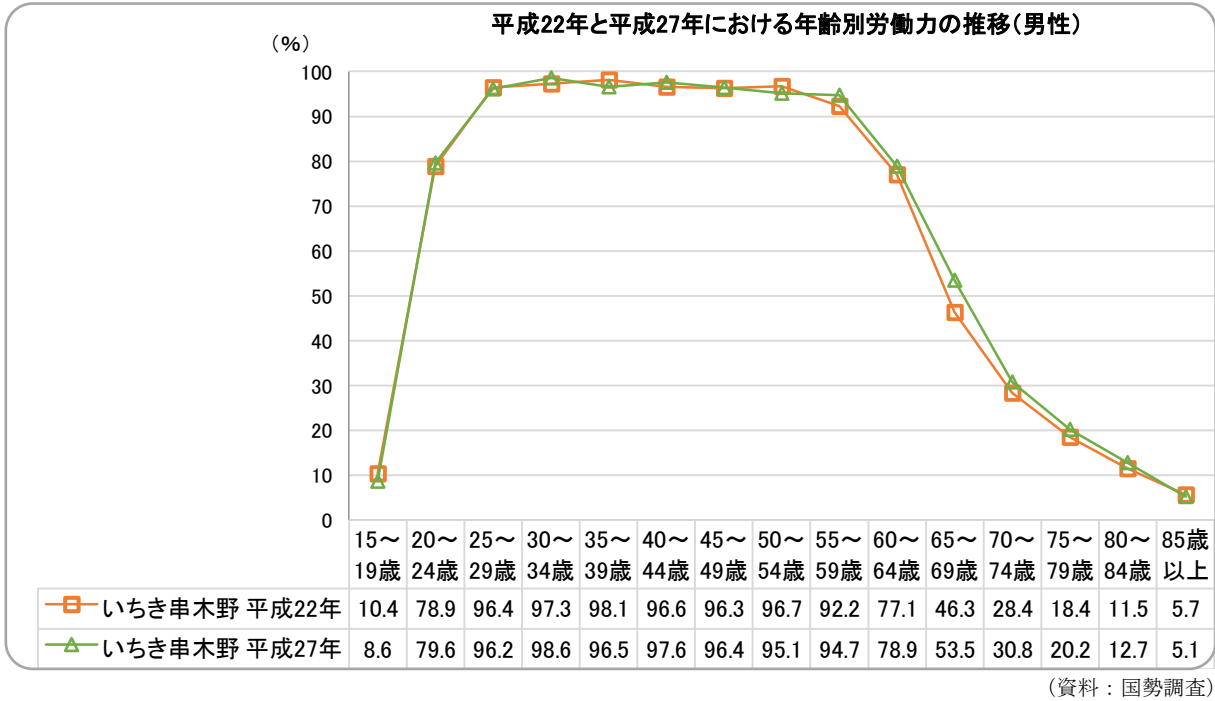


(資料：国勢調査)

(5) 就労状況

① 男性の年齢別労働力率の推移

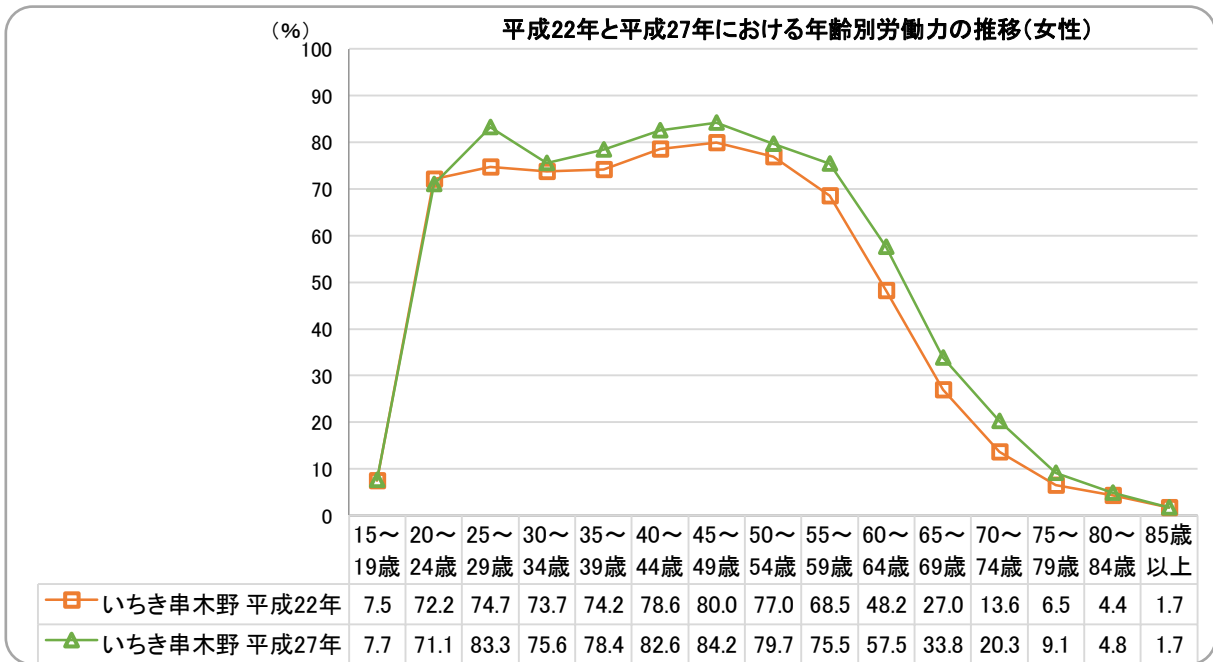
男性の年齢別労働力率の平成22年と平成27年を比較すると、55歳以上は増加しています。平成27年の男性の年齢別労働力率は、20～34歳では鹿児島県、国より上回っています。



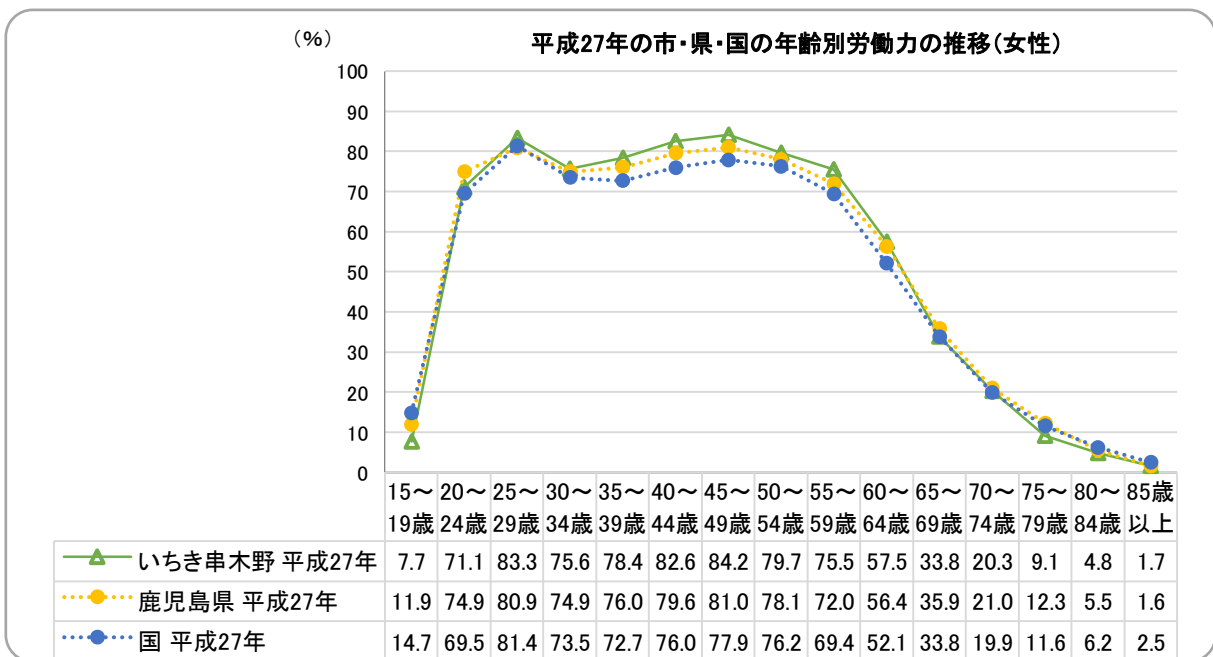
②女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力について、平成27年は25～29歳（83.3%）と45～49歳（84.2%）を左右のピークとして、30～34歳を底とするM字カーブとなり、平成22年と比較すると上昇しています。

平成27年の女性の年齢別労働力は、25～64歳では鹿児島県、国より上回っています。



(資料：国勢調査)

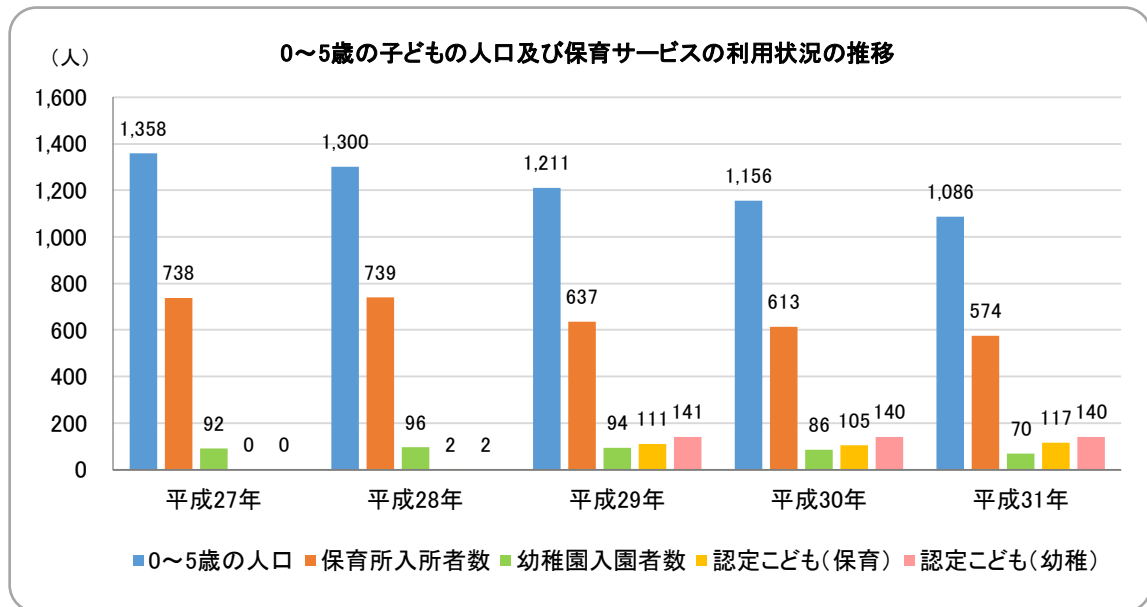


(資料：国勢調査)

(6) 子育て支援施設等の状況

①0～5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移

0～5歳の子どもの人口は減少傾向にあり、保育所入所者数、幼稚園入所者数も減少傾向にある一方、認定こども園（保育、幼稚）は横ばいとなっています。



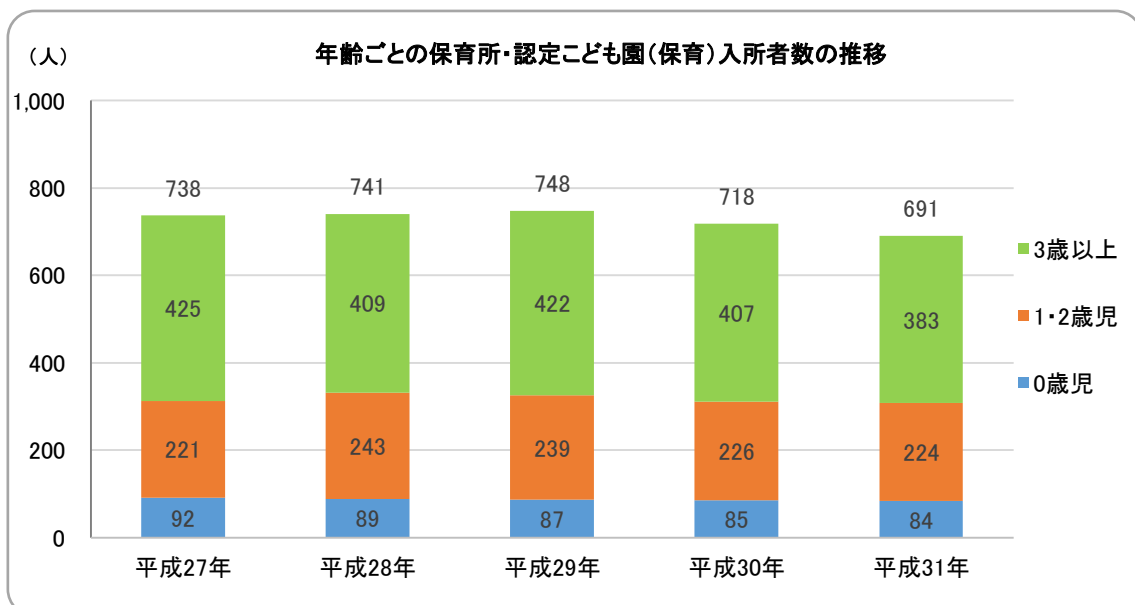
※認定こども園 平成28年4月開設

(資料：福祉課 各年3月1日)

②年齢ごとの保育所・認定こども園（保育）入所者数の推移

年齢ごとの保育所・認定こども園（保育）入所者数は、減少傾向にあります。

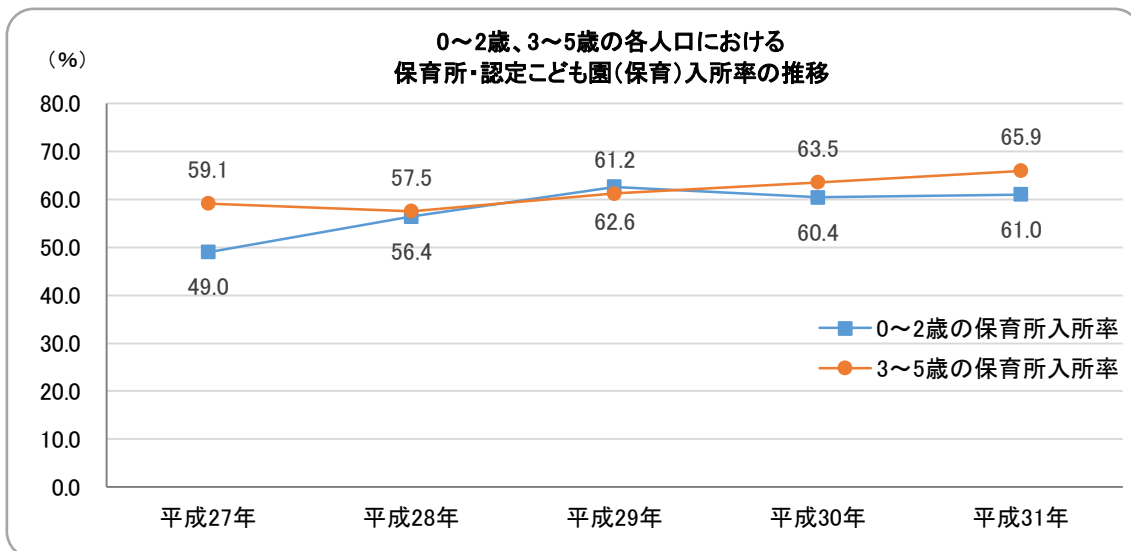
3歳以上の入所者数はいずれの年も全体の大半を占めていますが、平成27年で425人、平成31年で383人となり、42人減少しています。



(資料：福祉課 各年3月1日)

③0～2歳、3～5歳の各人口における保育所・認定こども園（保育）入所率の推移

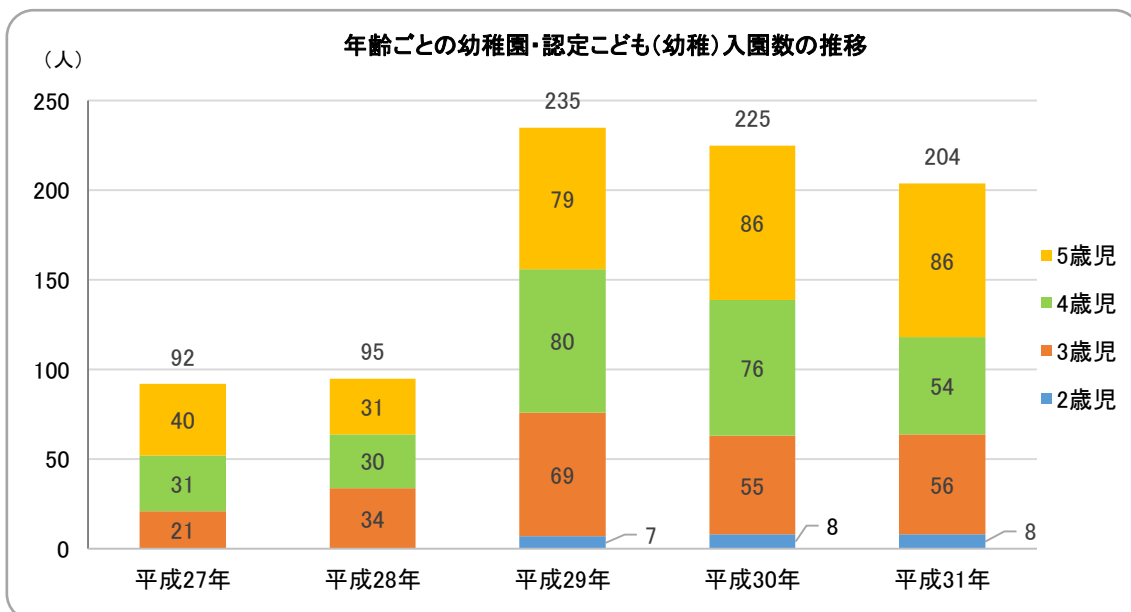
保育所・認定こども園（保育）入所率は、0～2歳、3～5歳とも増加傾向にあり、平成29年以降60%を超えています。



(資料：福祉課 各年3月1日)

④年齢ごとの幼稚園・認定こども園（幼稚）入園数の推移

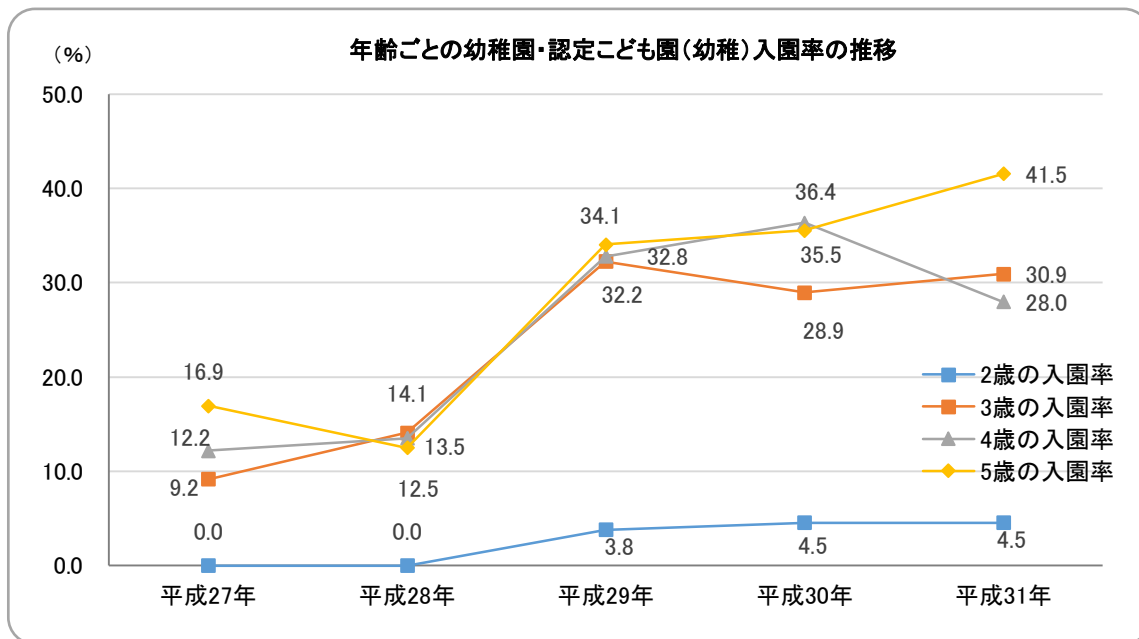
幼稚園・認定こども園（幼稚）入園数は、平成28年度に認定こども園が開設したことにより平成29年以降、平成28年と比べ、倍以上に増加しています。



(資料：福祉課 各年3月1日)

⑤年齢ごとの幼稚園・認定こども園（幼稚）入園率の推移

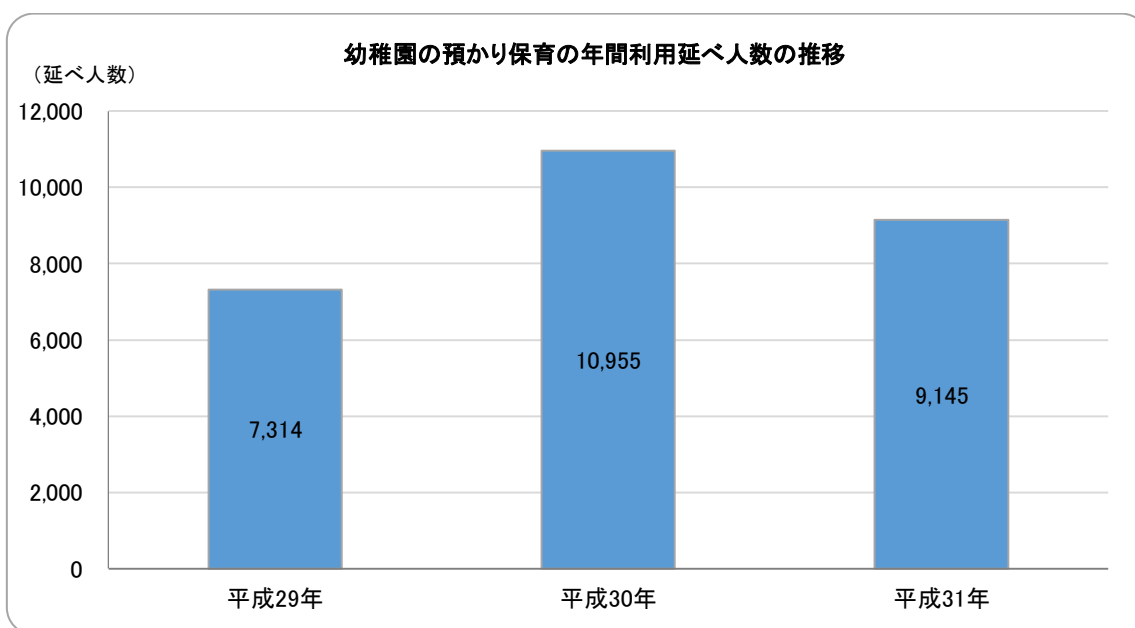
幼稚園・認定こども園（幼稚）入園率は、平成28年度に認定こども園が開設したことにより増加傾向にあり、特に5歳の入園率が高くなっています。



(資料：福祉課 各年3月1日)

⑥幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数の推移

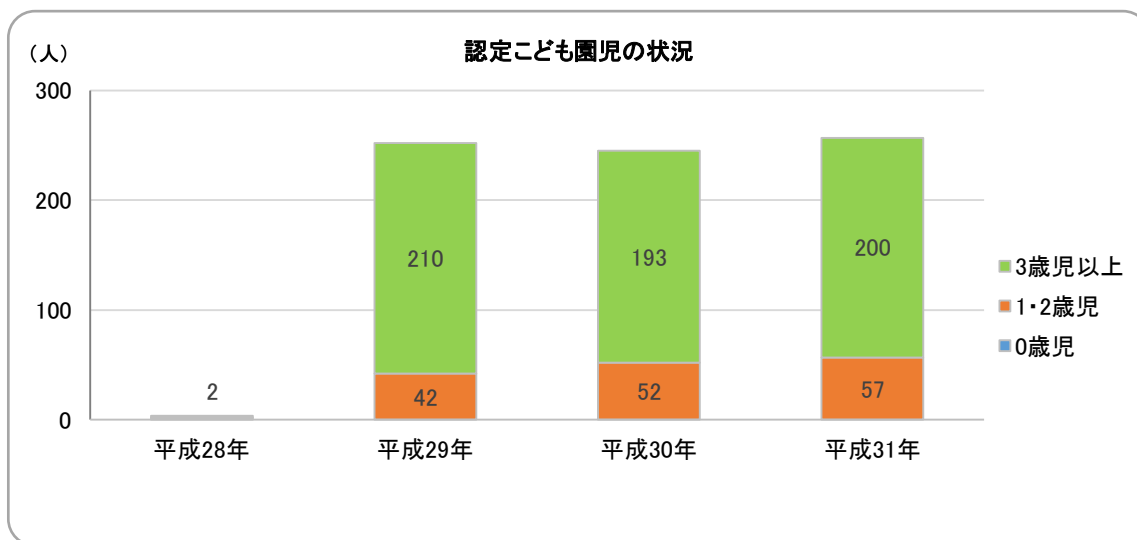
幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数は、平成30年には10,955人と平成29年と比較して3,641人の増加となっていました。平成31年には9,145人と1,810人の減少となっています。



(資料：福祉課 各年3月1日)

⑦認定こども園の状況

認定こども園の入園児は、平成29年以降横ばいで推移しています。1・2歳児と比較すると3歳児以上は4倍近くになっています。

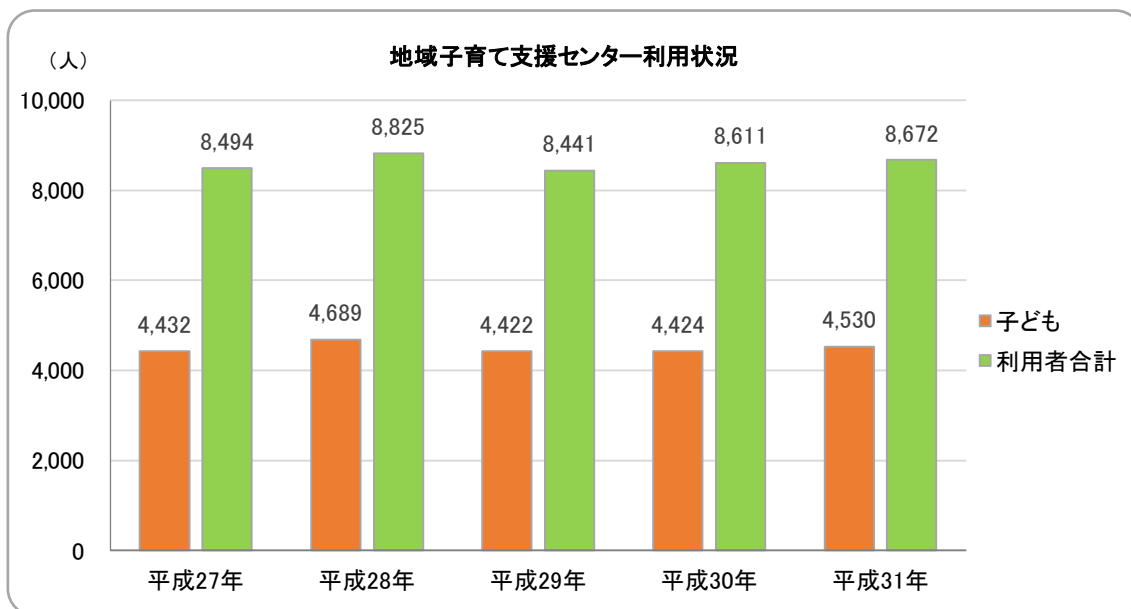


※認定こども園 平成28年4月開設

(資料：福祉課 各年3月1日)

⑧地域子育て支援センター

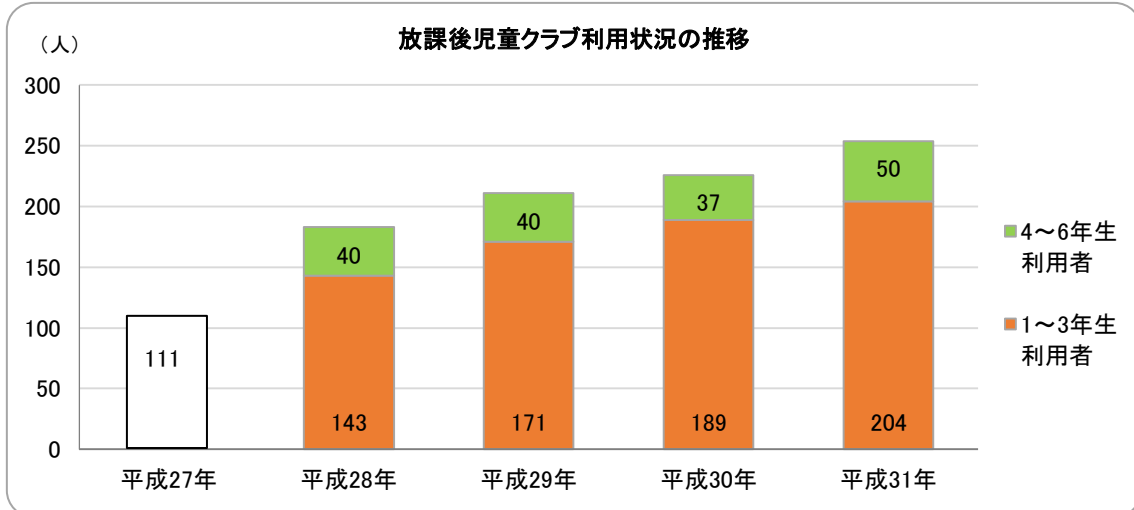
地域子育て支援センターの利用状況は、横ばいで推移しています。



(資料：福祉課 各年3月31日)

⑨放課後児童クラブ利用状況の推移（1～3年生利用者数、4～6年生利用者数）

放課後児童クラブの利用状況は、平成28年以降、1～3年生及び4～6年生利用者数ともに増加しています。

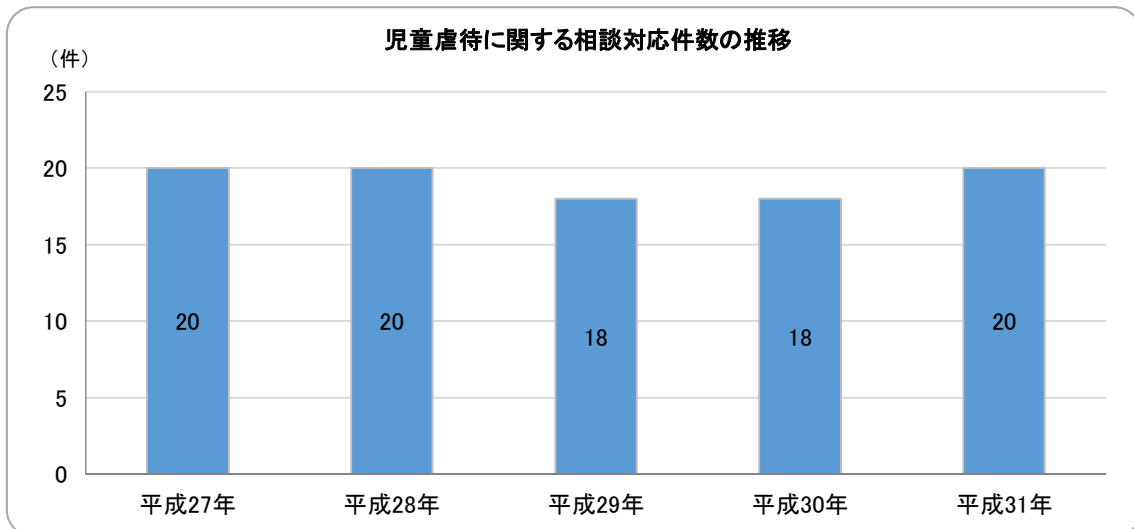


※平成27年は利用者区分ができていないため□で全体数を表示

(資料：福祉課 各年3月31日)

⑩児童虐待に対する相談対応件数の推移

児童虐待に対する相談対応件数は、実際の相談件数は横ばいで推移しています。



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
延べ相談件数	124	116	128	78	73

(資料：福祉課 各年3月31日)

⑪ 病児・病後児保育事業の推移

病児・病後児保育事業は、登録件数は増加傾向にありますが、平成 31 年の利用児童数は減少となっています。

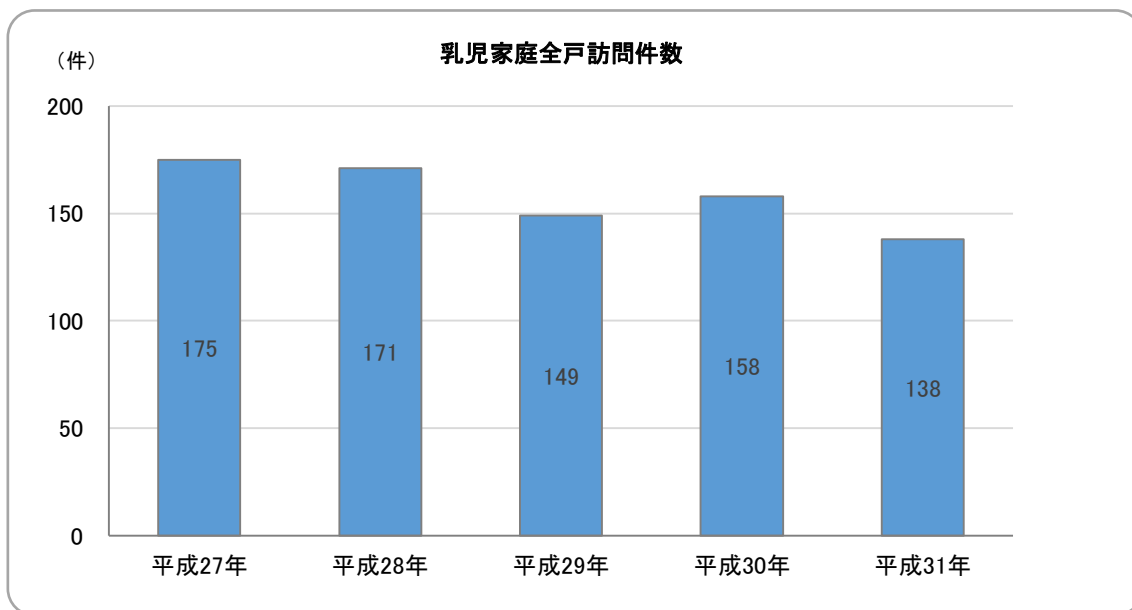
	利用児童件数	実利用児童数	登録件数	開所日数	お迎えサービス利用
平成 27 年	216	103	121	142	
平成 28 年	440	193	135	293	
平成 29 年	438	227	177	291	
平成 30 年	523	265	190	290	5
平成 31 年	402	226	221	289	7

※お迎えサービス 平成 29 年 6 月開始

(資料：福祉課 各年 3 月 31 日)

⑫ 乳児家庭全戸訪問事業

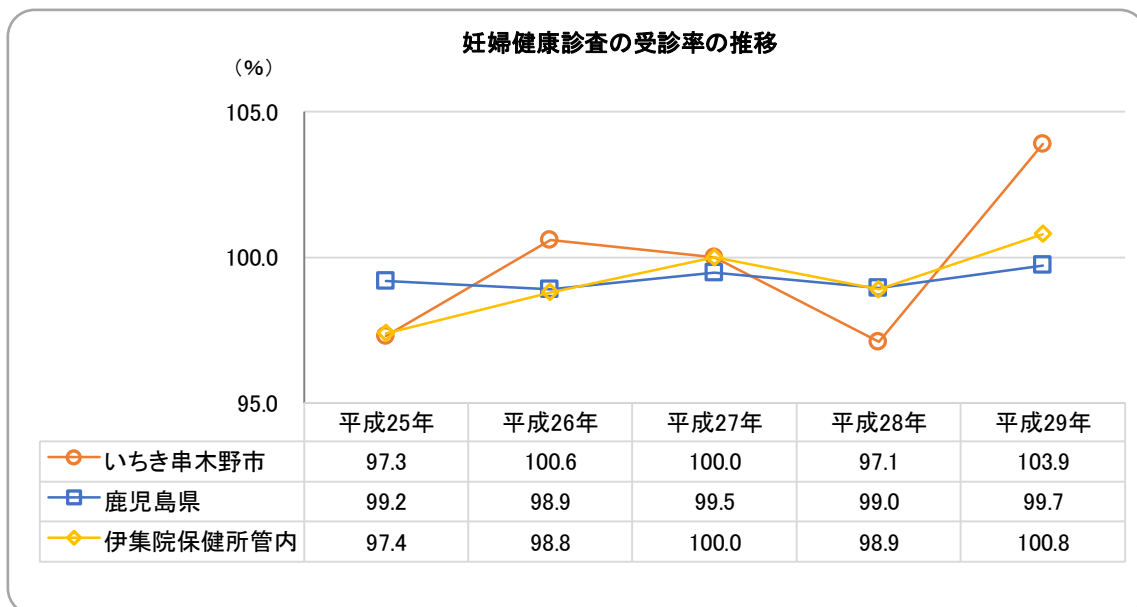
乳児家庭全戸訪問事業は、平成 27 年で 175 ですが平成 31 年で 138 と減少傾向にあります。



(資料：健康増進課 各年 3 月 31 日)

⑬ 妊婦健康診査受診率

妊婦健康診査の受診率の推移は、いずれの年も対象者のほぼ全てが受診しており、鹿児島県、伊集院保健所管内と比較しても同程度で推移しています。



(資料：鹿児島県の母子保健 各年3月31日)

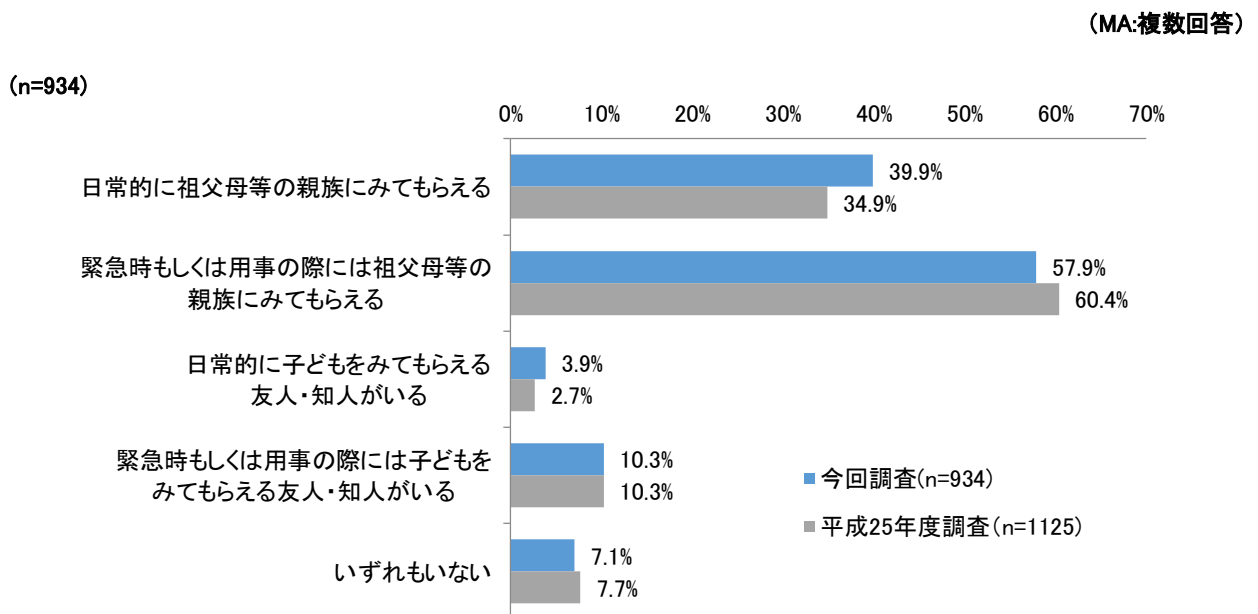
2 子ども子育て支援事業二一ズ調査結果

(1) 子どもを預けられる環境について

子どもを日頃みてもらえる状況については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(57.9%)、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(39.9%)となっています。一方、友人・知人となると割合は大きく下がっています。

また、「いずれもない」(7.1%)とする回答があり、世帯類型でみると専業主婦で11.1%となっており、他と比較すると高い割合となっています。

なお、前回調査との比較では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が5ポイント増えています。



また、祖父母等の親族に預かってもらう際に、どのように感じているかでは、半数以上の方が「身体的・精神的な負担を感じることなく、安心して子どもをみてもらえる」(58.9%)とした一方、「自分たちの親の立場として負担をかけていることが心苦しい」(23.8%)や「時間的制約や精神的な負担が心配」(17.5%)、「身体的負担が心配」(18.2%)などとなっています。

なお、前回調査と比較では、大きな変化はみられません。

(2) 定期的な教育・保育の利用状況と利用意向について

5歳以下の未就学児の定期的な教育・保育の利用状況としては、前回同様、約7割の方が定期的な教育・保育を利用しています。

子どもの年齢別にみると、「利用している」は3～5歳で9割強となっているものの、3歳未満の児童では4割程度の利用にとどまっています。世帯類型別でみると、専業主婦では5割強が「利用していない」となっています。

利用理由としては、「子育てをしている方が現在就労している」(73.1%)、「子どもの教育や発達のため」(59.9%)となっています。

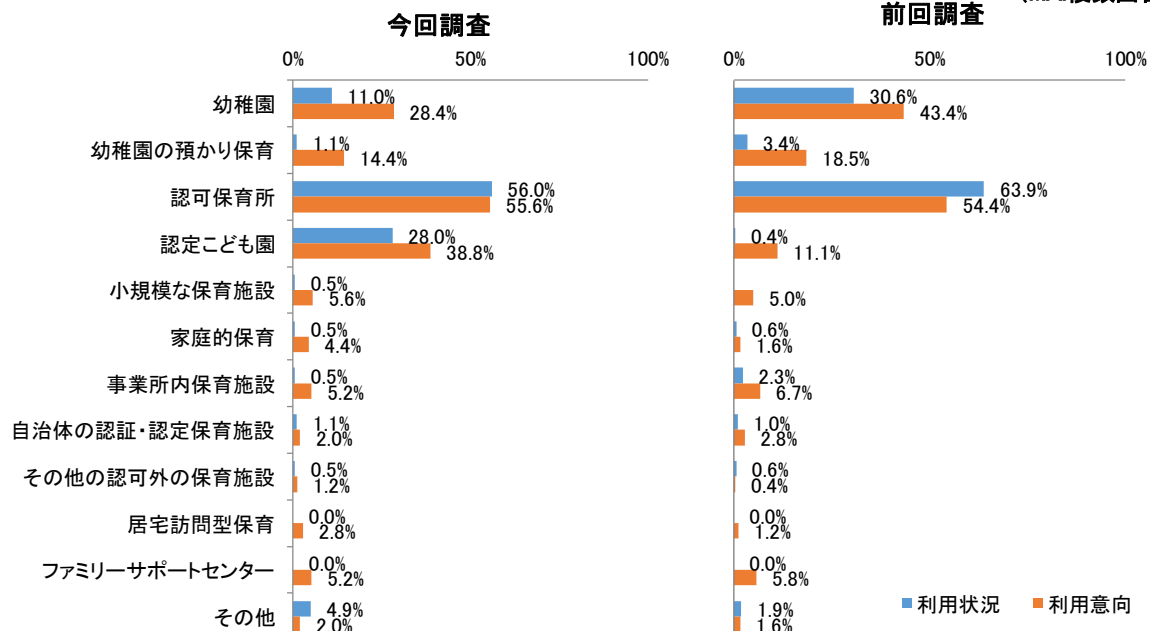
(SA:単数回答)

上段:度数 下段:構成比(%)	全体	年齢別		世帯類型別					地域別		
		3歳未満	3歳～5歳	ひとり親	フル×フル	フル×パート	専業主婦	無回答	串木野	市来	無回答
サンプル数	250	108	142	28	72	73	71	6	208	37	5
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
利用している	182	48	134	24	57	70	31	0	153	26	3
	72.8%	44.4%	94.4%	85.7%	79.2%	95.9%	43.7%	0.0%	73.6%	70.3%	60.0%
利用していない	65	57	8	3	13	3	40	6	52	11	2
	26.0%	52.8%	5.6%	10.7%	18.1%	4.1%	56.3%	100.0%	25.0%	29.7%	40.0%
無回答	3	3	0	1	2	0	0	0	3	0	0
	1.2%	2.8%	0.0%	3.6%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%

現在利用している事業と今後利用したい事業については、利用状況では「認可保育所」(56.0%)の利用が最も高く、次いで「認定こども園」(28.0%)となっているのに対し、前回調査では、「認可保育所」(63.9%)、「幼稚園」(30.6%)の順となっています。

利用意向については、利用状況同様に「認可保育所」「認定こども園」「幼稚園」などの利用意向が高くなっています。なお、利用状況より利用意向が高くなっている事業については、潜在的ニーズが含まれる事業と考えられます。

(MA:複数回答)



(3) 行政が実施している主な事業の周知と利用状況および利用意向

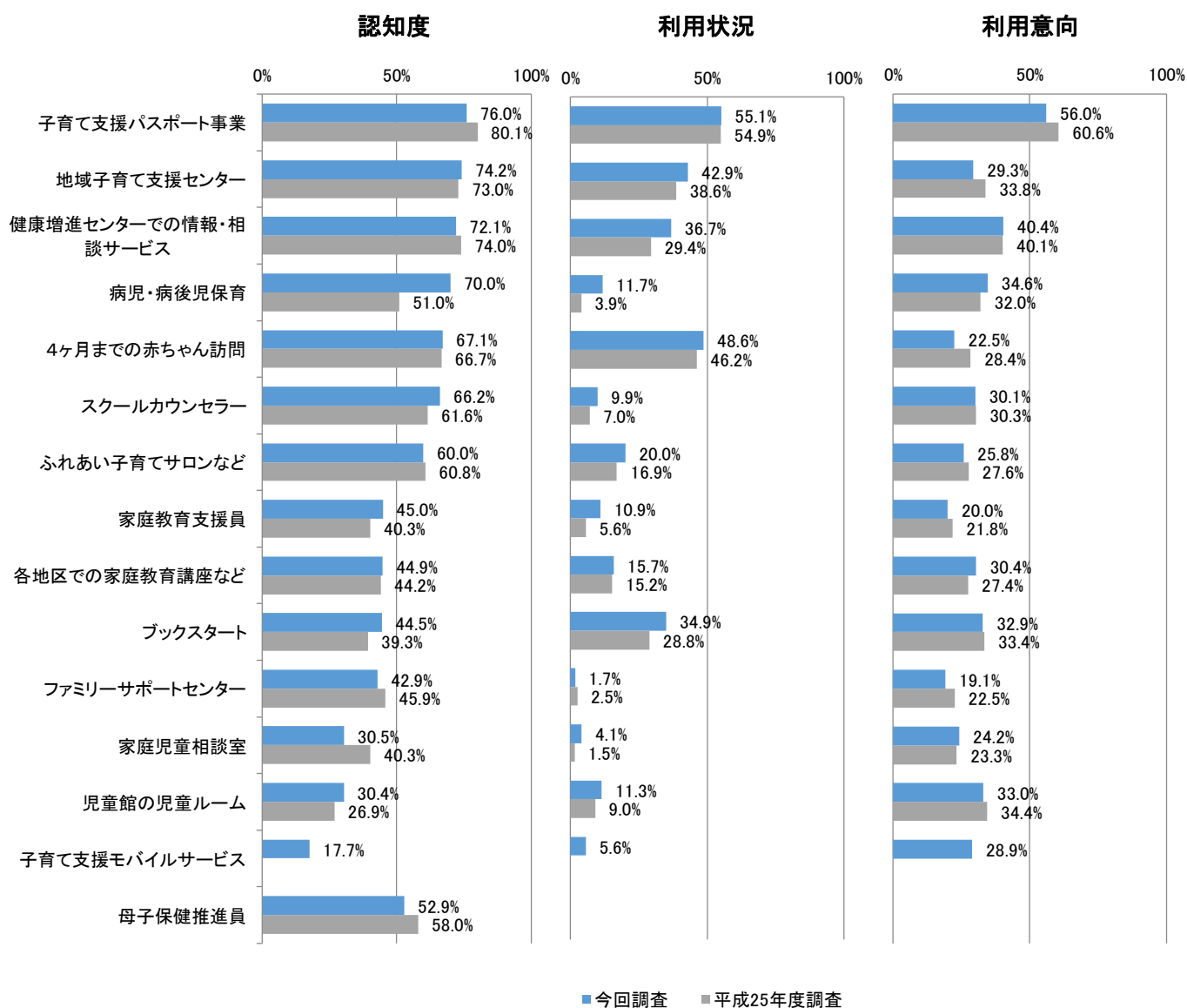
認知度が高くなっている事業は、「子育て支援パスポート事業」、「地域子育て支援センター」、「健康増進センターでの情報・相談サービス」の子育て支援に関する施設・事業や「4月までの赤ちゃん訪問」、「ふれあい子育てサロンなど」等、地域での子育て支援活動が上位を占めています。

これらは、妊娠～出産～乳幼児期の各種検診等において、周知広報を行ってきたことや、保育園・幼稚園と連携した情報発信が行われてきた結果、子育て世帯に周知されたものと考えられます。また、これらの事業は利用状況、利用意向も高くなっています。

なお、利用意向よりも利用状況の下がっている事業が、多くあることから、事業の周知と、利用意向に対応できる供給体制の確保が必要と考えられます。

さらには、「4ヶ月までの赤ちゃん訪問」「地域子育て支援センター」事業については、利用状況よりも利用意向が、それぞれ 26.1 ポイント、13.6 ポイント下がっていることから、利用意向が高まるような工夫が求められます。

(MA:複数回答)



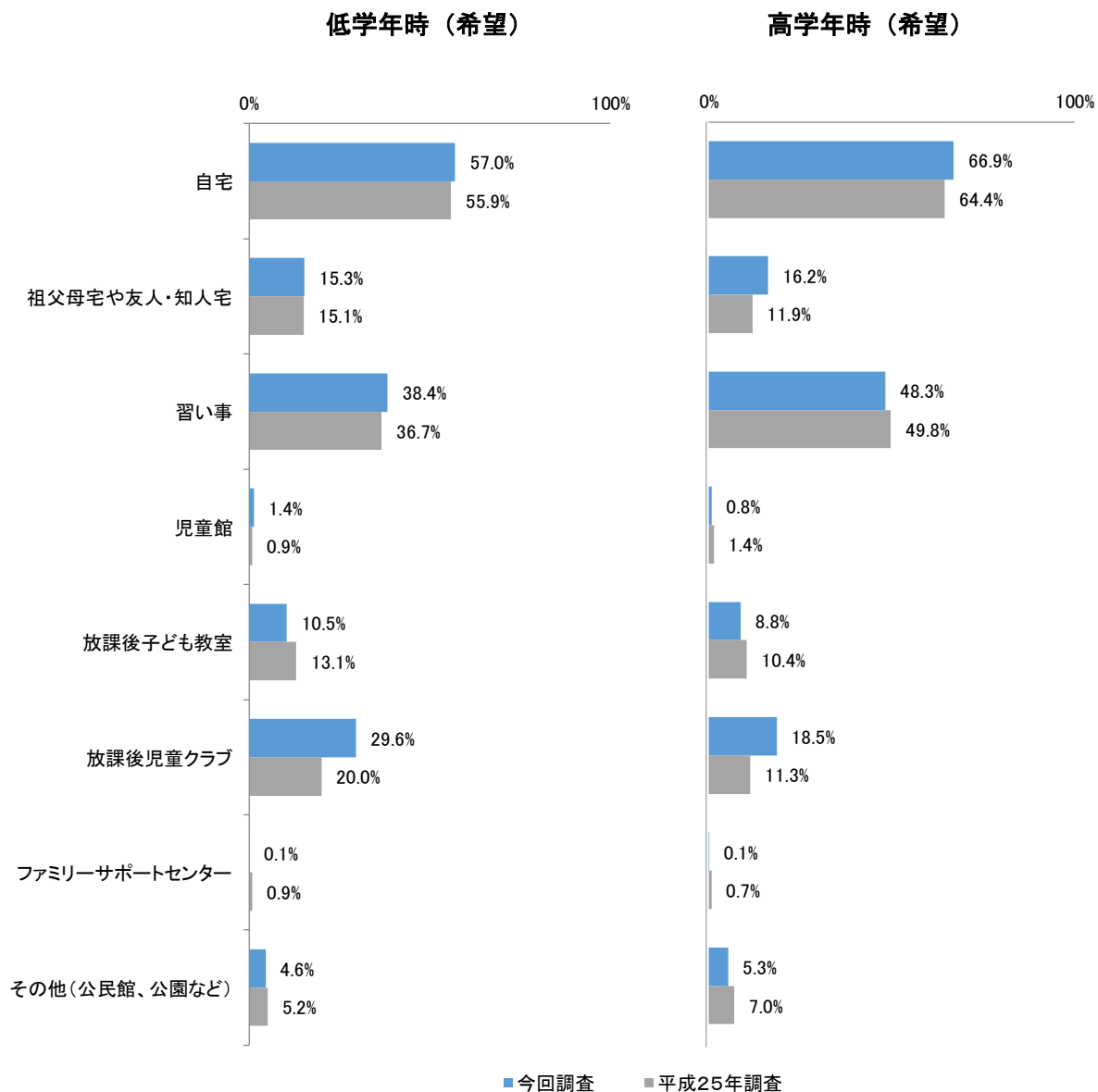
(4) 就学後の放課後の過ごし方について

現在、本市においては、串木野小学校区、照島小学校区、市来小学校区において、放課後児童クラブが実施されています。

就学児童の放課後や休日の活動では、小学校低学年のうちは、「自宅」(57.0%)、「習い事」(38.4%)、「放課後児童クラブ」(29.6%)の順となっています。なお、前回調査との比較では「放課後児童クラブ」の希望が9.6ポイント増えています。

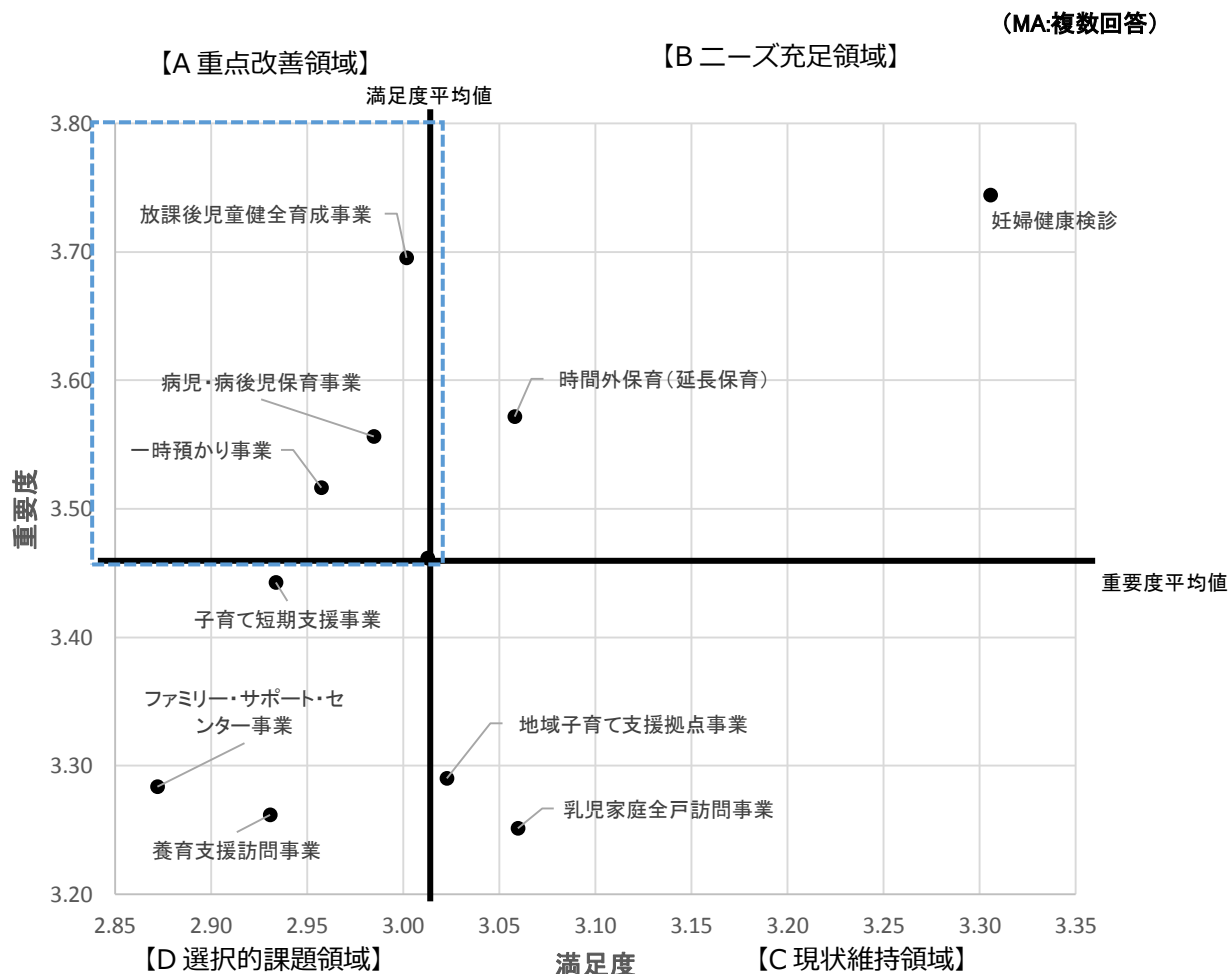
小学校高学年の放課後の時間で過ごさせたい場所については、「自宅」(66.9%)、「習い事」(48.3%)、「放課後児童クラブ」(18.5%)の順となっています。なお、前回調査との比較では「放課後児童クラブ」の希望が7.2ポイント増えています。

(MA:複数回答)



(5) 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

第1期子ども・子育て支援事業計画の評価については、全ての事業で中間点2.5を上回る結果であり、全体的に特に不満等はないとの評価でありました。なお、重要度・満足度ともに中間値2.5以上に位置付いていますが、平均値でみると、重要度が高く、満足度が低い、重点改善領域に位置する施策として、「一時預かり事業」、「病児・病後児保育事業」、「放課後児童健全育成事業」が位置付けられることから、これらの満足度向上に向けた取組が必要と思われます。（※評価手法は次頁参照。）



(MA:複数回答)

施策の方向性	満足度	重要度
時間外保育(延長保育)	3.06	3.57
放課後児童健全育成事業	3.00	3.70
子育て短期支援事業	2.93	3.44
乳児家庭全戸訪問事業	3.06	3.25
養育支援訪問事業	2.93	3.26
地域子育て支援拠点事業	3.02	3.29
一時預かり事業	2.96	3.52
病児・病後児保育事業	2.98	3.56
ファミリー・サポート・センター事業	2.87	3.28
妊婦健康検診	3.31	3.74
平均値	3.01	3.46

各施策の重要度と満足度については、以下のように回答結果を集計した。

➤ 各施策に対する満足度・重要度の加点評価

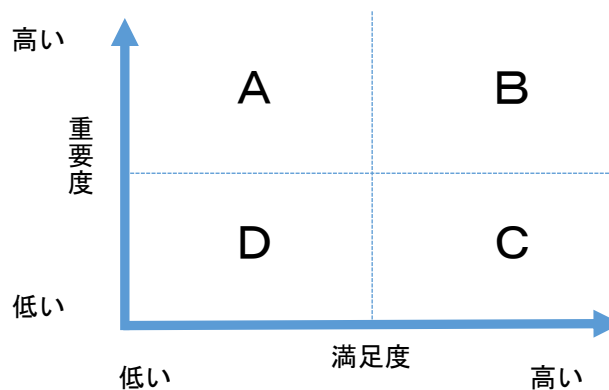
満足度・重要度調査の結果は、施策ごとに集計を行い、下記のような点数配点を持って、施策ごとの平均評価点を算出した。

※無回答は除外して集計を行っているためサンプル数に差異がある。

点数	満足度	重要度
4点	満足	重要
3点	やや満足	やや重要
2点	やや不満	あまり重要ではない
1点	不満	重要ではない

➤ 満足度と今後の重要度の相関図による分析

「満足度」と「重要度」の評価点を用い、縦軸に重要度、横軸に満足度をとった相関図では、満足度と重要度をマトリックス上に示すことで、各分野の位置づけを以下のように整理することができる。



満足度と重要度の各々の平均を示す点から左上 (A)、右上 (B)、右下 (C)、左下 (D) の4方向に進むにしたい、以下のような傾向を示している。

A. 重要度が高く満足度が低い (重点改善領域)

今後の少子化対策における重要度が高いが、満足度が相対的に低く、施策の重点化や抜本的な見直しなども含め満足度を高める必要のある領域。

B. 重要度、満足度ともに高い (ニーズ充足領域)

今後の少子化対策における重要度も満足度も高く、現時点での満足度の水準を維持していくことが必要な領域。

C. 重要度が低く満足度が高い (現状維持領域)

今後の少子化対策における重要度は低いものの満足度が高く、満足度の水準を維持しているか、あるいは施策のあり方を含めて見直す必要のある領域。

D. 重要度、満足度ともに低い (選択的課題領域)

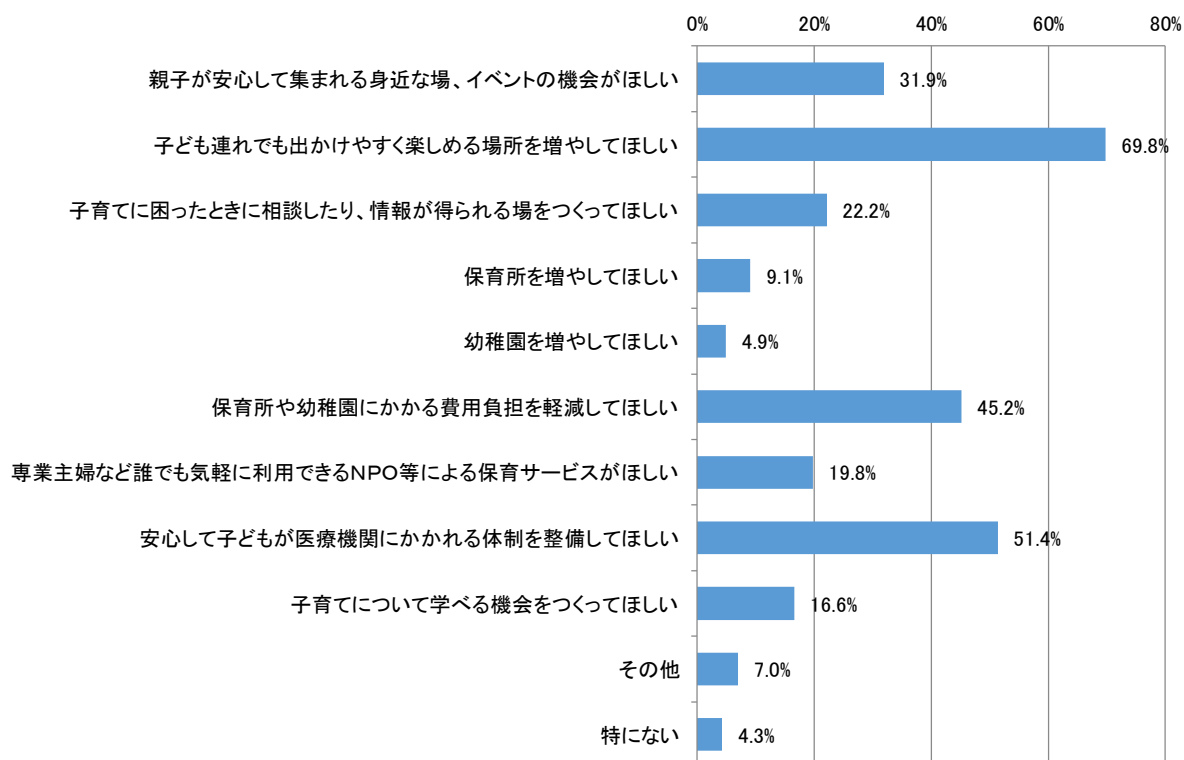
今後の少子化対策における重要度も満足度も低く、施策の目的やニーズを再確認するとともに、施策のあり方や進め方そのものをあらためて見直す必要のある領域。

今後、充実を期待する子育て支援としては、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」などの要望が多くなっています。

今後は、これまでの事業の満足度・重要度の結果を踏まえ、重点課題の改善事項として検討する必要があります。

(MA:複数回答)

(n=934)



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の活力ある社会の担い手の育成にもつながるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。子育ては、父母その他の保護者が責任を持つという基本的認識を前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援することが重要です。

そのため、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させるとともに、家庭を中心に、保育園・幼稚園、学校、地域、企業その他、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、相互に密接に連携しながら、それぞれの役割を果たすことが重要です。

総合計画の基本理念である「住み続けたいまち住んでみたいまちづくり」の実現のため、子育て世代と子どもたちが、このまちで明るい未来を築くことができるよう、こうした取り組みの積み重ねによって、すべての市民が子育てを支援する担い手として支えていくことができるまちづくりを目指します。

子育てをみんなで支えるまちづくり

2 計画の基本目標

基本目標① 子どもが健やかに育ち、力強く生き抜く力が身につく環境づくり

すべての子どもが一人の人間として尊重され、成長していけるような環境づくりを推進します。

基本目標② 地域に支えられ、楽しく子育てができる環境づくり

子育ての社会的役割が理解されることで、地域社会の子育て支援体制が整備され、地域社会に温かく支えられながら喜びや楽しみを感じて子育てができるような環境づくりを推進します。

基本目標③ 子育てをしているすべての家庭の仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

仕事と生活の調和の実現にむけて、子育てを行っている家庭だけではなく、事業者と労働者や地域社会が一体となり積極的に取り組み、あわせて市として可能な支援をすることなどにより、社会全体の運動として広げていくことを推進します。

3 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【子ども・子育て支援事業計画】

子育てをみんなで支えるまちづくり

子どもが健やかに育ち、力強く生き抜く力が身につく環境づくり

地域に支えられ、楽しく子育てができる環境づくり

子育てをしているすべての家庭の仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

- ◇ 教育・保育提供区域の設定
- ◇ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策
- ◇ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- ◇ 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策
- ◇ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
- ◇ 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ◇ 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

- ◇ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

- 地域における子育て支援
- 母親、乳児、幼児等の健康の確保及び増進
- 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備
- 子育てを支援する生活環境の整備
- 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 子ども等の安全の確保
- 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進
- 子育てにかかる費用への支援

【次世代育成支援行動計画から継続する施策】

第4章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）

1 子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について

子ども・子育て支援新制度では、以下の子ども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。

◆ 子育て支援の給付と事業の全体像



※子ども・子育て支援新制度：平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づく制度。平成27年4月より本格施行。

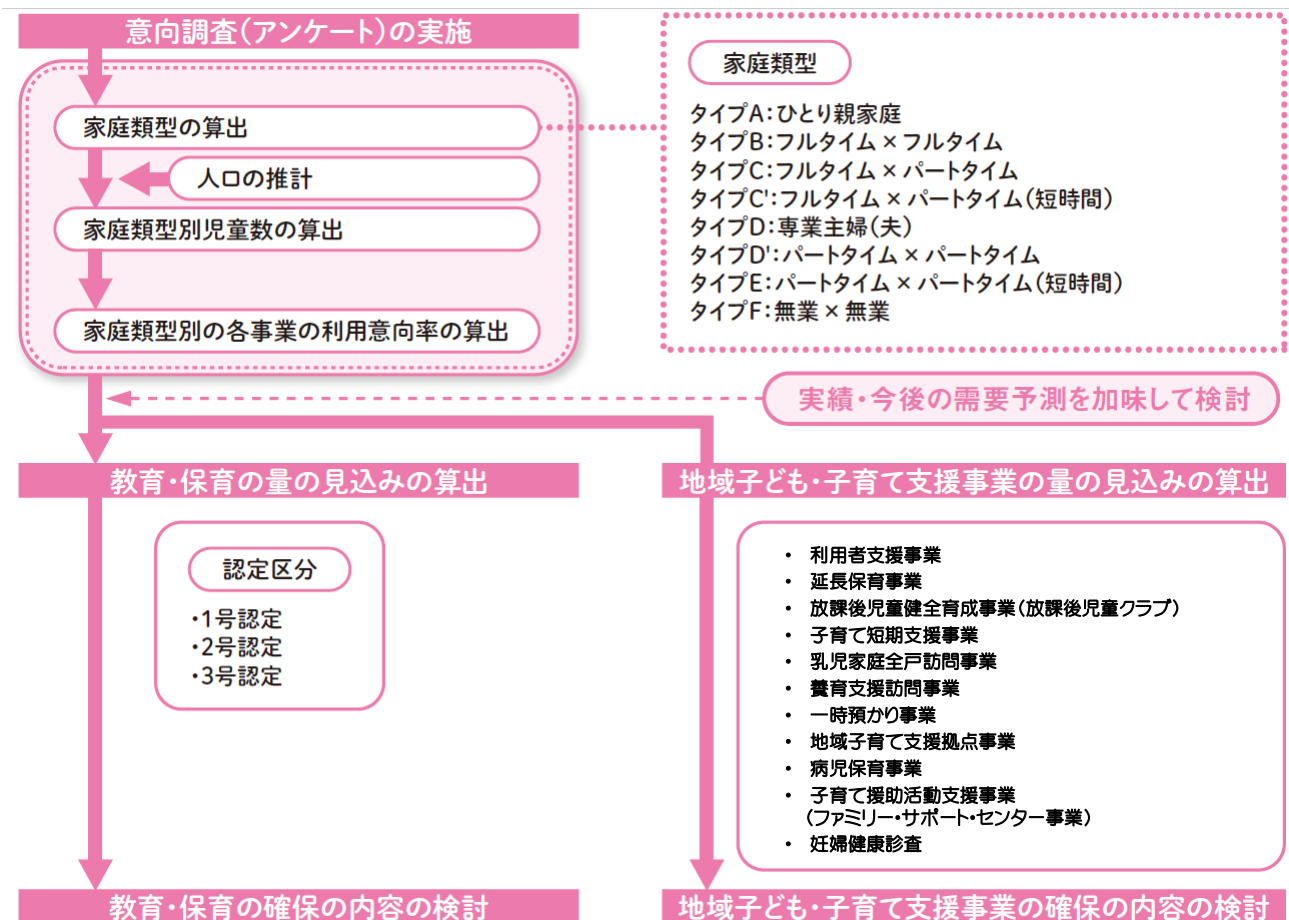
子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

◆ 認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	

国の指針に基づき、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和2年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととなっています。本市では、平成30年度に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを総合的に判断し、量の見込みを設定しました。

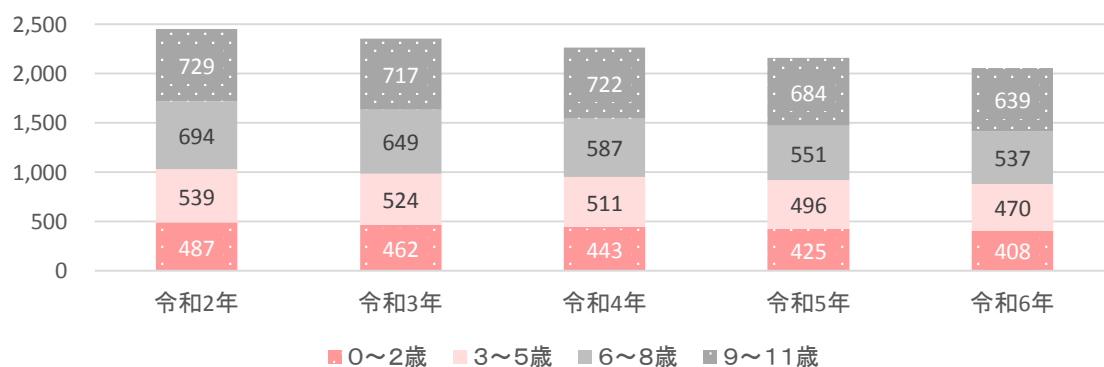
◆ 量の見込みの算出手順



国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和2～6年度までの人口推計は、平成26～30年の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法により算出しました。

◆ 年齢区分別児童の人口推計

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	154	146	142	136	129
1歳	163	156	148	144	138
2歳	170	160	153	145	141
3歳	174	176	165	158	150
4歳	175	170	173	162	155
5歳	190	178	173	176	165
6歳	212	193	181	176	179
7歳	245	214	195	183	178
8歳	237	242	211	192	180
9歳	248	236	241	210	191
10歳	234	246	234	239	208
11歳	247	235	247	235	240
合計	2,449	2,352	2,263	2,156	2,054



2 教育・保育の提供区域の設定

本市では、教育・保育の提供区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、市全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

いちき串木野市における教育・保育の提供区域 1区域（市全域）

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

教育・保育の量の見込みは、令和6年度時点で1号認定（幼稚園・認定こども園）が143人、2号認定（保育所・認定こども園）が303人、3号認定（保育所・認定こども園等）が261人、合計707人の利用が見込まれます。

教育・保育の量の見込み

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号認定（幼稚園・認定こども園）（a）	164	160	156	152	143	
【3～5歳】	1号認定	156	152	148	145	136
	2号認定（教育ニーズ）	8	8	8	7	7
2号認定（保育所・認定こども園）（b）	347	337	329	318	303	
【3～5歳】	保育ニーズ	347	337	329	318	303
3号認定（保育所・認定こども園等）（c）	312	295	283	271	261	
【0～2歳】	0歳児	74	70	68	65	62
	1～2歳児	238	225	215	206	199
2号認定（保育ニーズ）+3号認定	659	632	612	589	564	
合計(a+b+c)	823	792	768	741	707	

（1）1号認定の確保方策

1号認定は、「幼稚園」、「認定こども園（幼稚園部門）」で対応します。
令和6年度の確保方策は315人で、計画期間中の量の見込みの確保は可能です。

1号認定（幼稚園・認定こども園）量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	164	160	156	152	143
②確保方策（利用定員数）	315	315	315	315	315
	幼稚園	150	150	150	150
	認定こども園	165	165	165	165
②-①過不足	151	155	159	163	172

(2) 2号認定の確保方策

2号認定は、「保育所」、「認定こども園（保育園部門）」で対応します。

令和2年度で確保不足が生じますが、弾力化運用により、量の見込みの確保は可能です。

2号認定(保育ニーズ)量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	347	337	329	318	303
②確保方策(利用定員数)	335	335	335	335	335
保育所	283	283	283	283	283
認定こども園	52	52	52	52	52
②-①過不足	-2	8	16	20	23

(3) 3号認定の確保方策

3号認定は、「保育所」、「認定こども園（保育園部門）」、「地域型保育事業所」で対応します。

1～2歳においては、令和4年度まで過不足が生じますが、弾力化運用により、量の見込みの確保は可能です。

3号認定(0歳児・1～2歳児)量の見込み・確保方策

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
①量の見込み	74	238	70	225	68	215	65	206	62	199
②確保方策(利用定員数)	83	207	83	207	83	207	83	207	83	207
保育所	66	151	66	151	66	151	66	151	66	151
認定こども園	16	52	16	52	16	52	16	52	16	52
地域型保育事業	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
②-①過不足	9	-31	13	-18	15	-8	18	1	21	8

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

3つの事業類型	
基本型	
○「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。	
<p>【利用者支援】 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握 ○子育て支援に関する情報の収集・提供 ○子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援 →当事者の目線に立った、寄り添い型の支援 	<p>【地域連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり ○地域に展開する子育て支援資源の育成 ○地域に必要な社会資源の開発等 →地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援
<p>《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置 ※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等</p>	
特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）	
<ul style="list-style-type: none"> ○主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う <p>《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置 ※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい</p>	<p style="text-align: center;">母子保健型</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う <p>《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置</p>

【確保の方針】

現在、本市では、「基本型・特定型」、「母子保健型」ともに実施していません。

今後においては、「母子保健型」を令和2年度から1箇所にて実施する予定です。

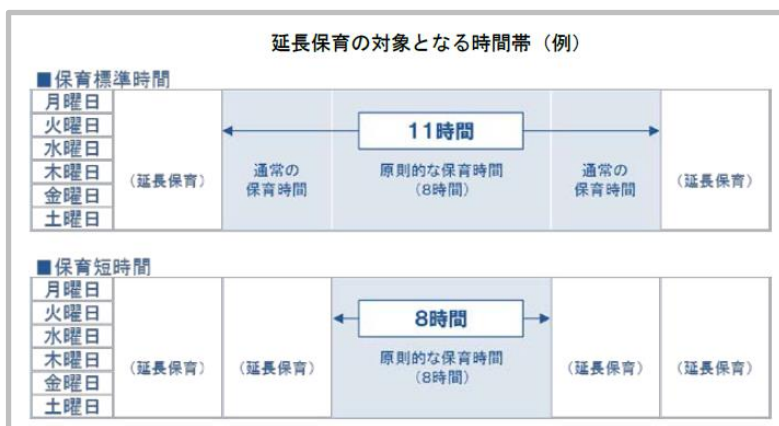
【母子保健型】	実績見込 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	0	1	1	1	1	1
確保方策（箇所）	0	1	1	1	1	1

担当課	健康増進課、福祉課
提供区域	全市

(2) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。



【確保の方針】

現在、市内 10 保育施設等において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年度の令和 6 年度では、445 人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

	実績見込 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (人)	454	532	526	502	473	445
確保方策 (人)	367	532	526	502	473	445
施設数 (箇所)	10	10	10	10	10	10

担当課	福祉課
提供区域	全市

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保の方針】

現在、本市では、5支援単位において実施しており、今後も継続して実施していきます。

計画最終年度の令和6年度では、239人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子供教室*と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組みます。

	実績見込 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	254	286	283	270	254	239
1年生	80	90	89	85	80	76
2年生	69	78	77	73	69	65
3年生	55	62	61	58	55	52
4年生	27	30	30	29	27	25
5年生	14	16	16	15	14	13
6年生	9	10	10	10	9	8
確保方策(人)	259	286	283	270	254	239
施設数(支援単位)	5	6	6	6	6	6

担当課	福祉課
提供区域	全市

※放課後子供教室：所管は文部科学省で社会教育課が担当。地域住民などの協力を得て、放課後等に全ての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施する。学習活動、スポーツ活動、文化芸術活動、体験活動など。

(4) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

【確保の方針】

本市には児童養護施設等がないため、市外施設のショートステイ5箇所、トワイライトステイ2箇所を利用し実施中です。今後も事業のニーズを見極めながら、実施していきます。

計画最終年度の令和6年度では、ショートステイ延べ20人日、トワイライトステイ延べ4人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

【ショートステイ】	実績見込 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	18	20	20	20	20	20
確保方策（人日）	70	20	20	20	20	20
確保方策（箇所）	5	5	5	5	5	5

【トワイライトステイ】	実績見込 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	0	4	4	4	4	4
確保方策（人日）	10	4	4	4	4	4
確保方策（箇所）	2	2	2	2	2	2

担当課	福祉課
提供区域	全市

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【確保の方針】

計画最終年度の令和6年度では、119人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。今後も継続して実施していきます。

	実績見込 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	138	137	135	130	125	119
確保方策(人)	140	137	135	130	125	119

担当課	健康増進課
提供区域	全市

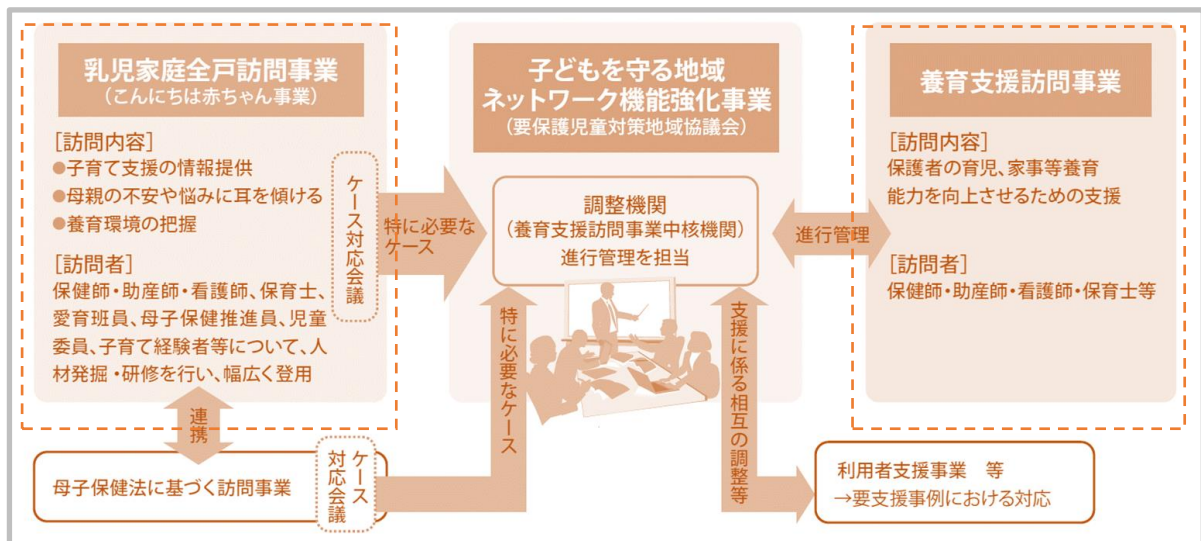
(6) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保の方針】

現在、事業実績及び今後の実施計画はありませんが、妊婦健康診査や乳幼児健康診査などの結果も考慮し、養育支援訪問事業につなげていけるよう、検討を行います。



担当課	健康増進課、福祉課
提供区域	全市

(7) 一時預かり事業

【事業概要】

保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本市では幼稚園型2箇所、幼稚園型を除く5箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年度の令和6年度では、幼稚園型延べ9,179人日、幼稚園型を除く一時預かりは延べ955人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

【幼稚園型】		実績見込 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人日)	1号認定	9,145	10,727	10,308	9,974	9,629	9,179
	2号認定	0	0	0	0	0	0
	計	9,145	10,727	10,308	9,974	9,629	9,179
確保方策(人日)		6,882	10,727	10,308	9,974	9,629	9,179
施設数(箇所)		2	2	2	2	2	2

【幼稚園型を除く】		実績見込 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)		741	955	955	955	955	955
確保方策(人日)		955	955	955	955	955	955
施設数(箇所)		5	5	5	5	5	5

担当課	福祉課
提供区域	全市

(8) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に努め、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援する事業です。

【確保の方針】

現在、本市では1箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年度の令和6年度では、612人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

	実績見込 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	724	730	693	664	637	612
確保方策(人)	660	730	693	664	637	612
施設数(箇所)	1	1	1	1	1	1

担当課	福祉課
提供区域	全市

(9) 病児保育事業

【事業概要】

仕事等の理由で、保護者が病気中の子ども(小学6年生まで)を家庭で保育できない場合に、市が委託した機関で一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

【確保の方針】

現在、本市では1箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年度の令和6年度では、延べ419人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

	実績見込 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	402	489	470	455	439	419
確保方策(人日)	411	489	470	455	439	419
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1	1

担当課	福祉課
提供区域	全市

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本市では1箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年度の令和6年度では、延べ200人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

	実績見込 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	226	200	200	200	200	200
確保方策（人日）	10	200	200	200	200	200
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1	1

担当課	福祉課
提供区域	全市

(11) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保の方針】

計画最終年度の令和6年度では、延べ1,812人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

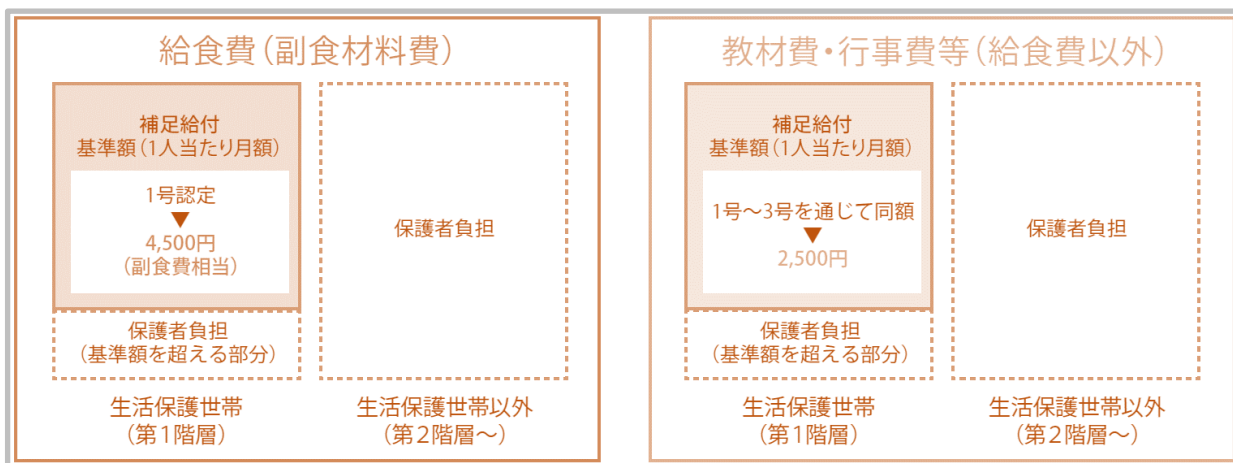
	実績見込 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	1,704	1,789	1,765	1,741	1,717	1,812
確保方策（人日）	1,900	1,789	1,765	1,741	1,717	1,812

担当課	福祉課
提供区域	全市

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。



【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

担当課	福祉課
提供区域	全市

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

1 新規参入施設等への巡回支援

目的 「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ります。

事業内容 新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとします。

- ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- ③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

支援対象 保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者

2 認定こども園特別支援教育・保育経費

目的 多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。

実施場所 私立認定こども園

対象となる子ども 次の①～③の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

- ①日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること
- ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること
- ③下記表(対象となる施設)に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること

補助要件 当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること

【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

担当課	福祉課
提供区域	全市

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

社会のあらゆる分野における構成員が、保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するため、各々の役割を果たすことが求められています。

こうした中、認定こども園、幼稚園、保育所等における学校教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担うものであるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、未利用者やその保護者への支援も含め、多様な子育てニーズに対応し、教育・保育施設や地域型保育事業等と相まって、安心して子どもを生み育てられる環境づくりの役割を担います。

このため、本市においては、教育・保育の計画的な提供や質の向上のための支援を行うとともに、関係機関の連携や関連施策の連携を図り、地域の子育て支援を推進します。

また、家庭・地域・事業者・行政等が一体となった子育て環境づくりのため、家庭における養育力の向上や、事業者、地域等に対する子育て支援の普及啓発などに取り組むとともに、地域の人材の活用など、地域との連携の充実に努めます。

(2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

子どもの生活や学びの連続性を確保することを目指し、就学前後の不安を軽減するための幼児と児童の交流活動や、幼稚園・保育所・小学校の保育士や教職員が相互理解を深めるための活動により、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ることが必要です。

これらを推進していくため、小学校の学校行事への園児の参加や幼稚園・保育所における行事等への児童の参加等の交流活動の実施、幼稚園・保育所・小学校の教職員等による相互授業・保育参観や保育・教育内容等の検討実施などに取り組めます。

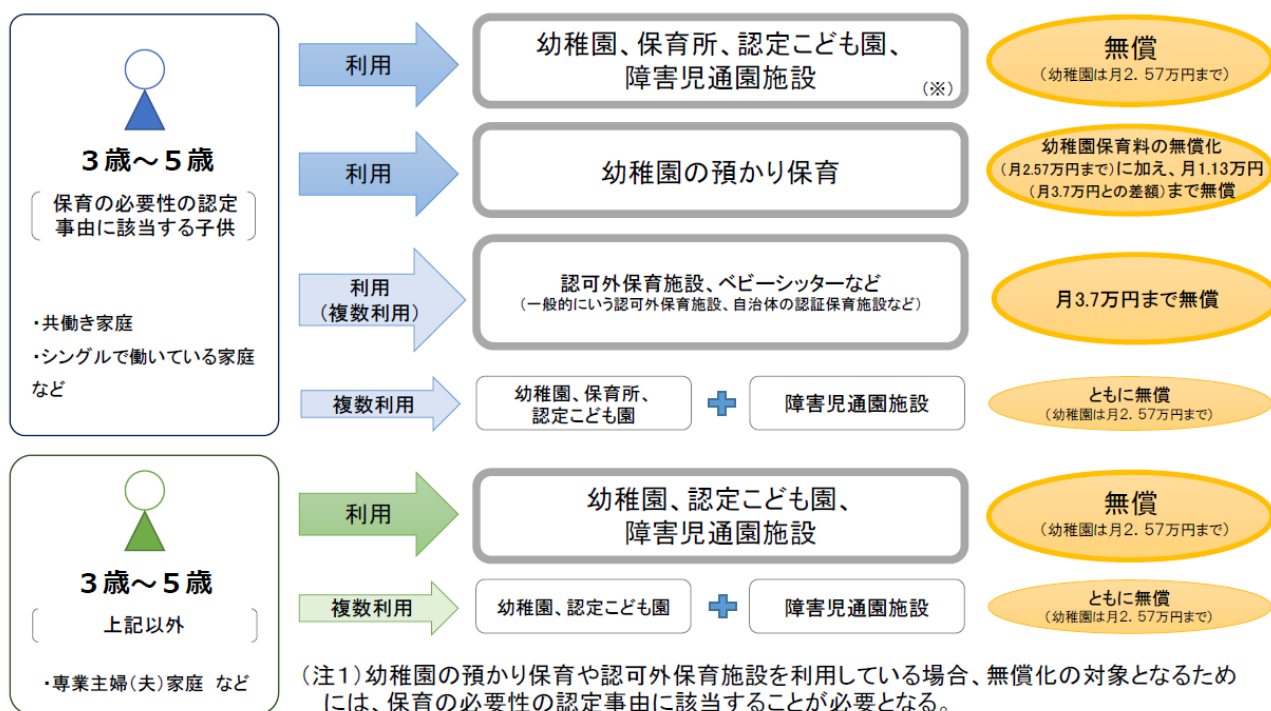
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状

況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

6 その他推進方策

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

子育て期の家庭において、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりする状況がある中で、育児休業期間満了時からの保育所等の利用を希望する保護者が、1歳から保育を円滑に利用できるような環境の整備が重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、育児休業の期間満了時から保育を希望する保護者については、通常の入所月の前月の入所判定だけではなく、新年度の新規入園の入所判定時期においても、新年度途中からの入所希望に対して入所判定を行う配慮を行っています。

今後、産後の休業及び育児休業の期間満了時において、保育を希望する保護者が円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、ニーズに応じた教育・保育施設や地域型保育事業の充実を図るとともに、産前・産後及び育児休業期間中の保護者に対しては、必要な情報の提供や相談支援を行えるよう体制を強化していきます。

(2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切に作る働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取り組みを継続します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

本市は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児、生活困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

第5章 子ども・子育て施策の展開

1 重点施策

重点施策① 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱体化し、妊娠、出産や子育てに関する妊産婦等の不安や負担が増えており、社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージでの、きめ細かな支援によって達成されます。

地域レベルでの結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことは重要であることから、安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連分野や関係団体と連携して推進します。

重点施策② 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが重要です。

本市においては、要保護児童対策地域協議会で定期的に情報交換及び防止対策の検討を行います。地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には早急に支援を求める等、関係機関との連携強化に取り組みます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭それぞれに特有の課題やひとり親ならではの課題への対応だけでなく、生活を支える様々な子育て支援の施策の充実や、地域における子育て支援の推進などもあわせた総合的な支援、各種窓口や関係機関、支援者の相互連携が必要です。

(3) 障がい児に対する施策の充実

障がいのある子どもが共に地域で成長していくためには、公的なサービスの充実とともに地域全体が障がい児に対する理解を深め、温かく見守っていくことが重要です。

乳幼児期を含め早期から教育、福祉、保健が連携した相談体制を整備し、発育相談、就学、進学、日常生活等について連携を活かした一貫した支援が必要です。

発達障害については、社会的な理解が不十分であることから、適切な情報の周知を広げるほか、家族が適切な子育てができるための支援を行うなど支援体制の整備に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設あるいは地域型保育事業、放課後児童クラブ等は、関係機関との連携を図り、障がい児の受入れを推進します。

重点施策③ 子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療など多分野にわたり、子育てに関する経済支援はニーズが多い分野の一つで、特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などは、より経済支援を必要としています。

また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことがないように、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

このような状況を受けて、子育て家庭の経済的負担の軽減と、子どもの貧困対策に関する各種支援及び取り組みを推進します。

2 次世代育成支援行動計画から継続する施策

いちき串木野市次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本市では、可能な限りいちき串木野市次世代育成支援地域行動計画の内容を子ども・子育て支援事業計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

(1) 地域における子育て支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう支援を行うため地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等を活用した取組を推進します。

① 保育サービスの充実

本来、すべての子どもが等しく保育を受けることができるように、保育サービスの充実に取り組むことが必要です。

そこでまず、児童や保護者のニーズを正確に把握・検討し、保育サービスを計画的に提供し、待機児童が発生しないようにしていきます。計画を実施する際には、保護者や現場の保育士等の意見を聴きながら検討していきます。

そして、認可保育所で行われている通常保育サービスはもちろんのこと、低年齢児保育の充実や就労形態と子どもの状況に応じた、多様な保育ニーズに対応するサービスの質の向上と体制の整備（延長保育や一時保育）を進めていきます。

さらに、保育所（園）・幼稚園での養護と教育が、小学校就学後の生活や学習にスムーズにつながるよう、教育内容や指導方法の充実に努めていきます。

施策No.	施策事業名	担当課・係
施策1	保育事業	福祉課・子育て支援係
施策2	保育所(園)の充実	福祉課・子育て支援係
施策3	延長保育事業	福祉課・子育て支援係
施策4	病児保育の実施	福祉課・子育て支援係
施策5	障害児保育事業	福祉課・子育て支援係
施策6	一時預かり事業	福祉課・子育て支援係

施策7	保育料の無償化	福祉課・子育て支援係
施策8	乳児保育事業	福祉課・子育て支援係
施策9	休日保育事業	福祉課・子育て支援係
施策10	保育担当者の研修支援事業	福祉課・子育て支援係
施策11	保育施設環境整備	福祉課・子育て支援係

②子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域における子育てに関する支援体制の基盤整備に取り組んでいきます。

乳幼児の子育て中の親子が日常生活圏内で利用できる施設や事業を順次整備しながら、気軽に集まって子育てに関する情報を交換したり、悩みを分かち合ったり、アドバイスや相談も受けられるような環境を身近に整えていきます。

さらに、「働いている」「働いていない」に関わらず、子育てをしている人がリフレッシュのために一時的に子どもを預けることができるサービス（「一時保育」等）も検討していきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 6	一時預かり事業 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 12	ファミリーサポート事業	福祉課・子育て支援係
施策 13	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	福祉課・子育て支援係
施策 14	障がい児通所支援事業	福祉課・高齢障害係
施策 15	地域子育て支援センター事業	福祉課・子育て支援係
施策 16	母親学級	社会教育課・社会教育係
施策 17	子育て情報の提供	福祉課、健康増進課
施策 18	母子保健推進員活動	健康増進課・健康増進係
施策 19	母子健康相談	健康増進課・健康増進係
施策 20	離乳食教室	健康増進課・健康増進係
施策 21	かごしま子育て支援パスポート事業	福祉課・子育て支援係

③子育て支援のネットワークづくり

この計画の実現には住民の協力が不可欠です。そのためには、子育てに関する住民活動を奨励し、多様なボランティアグループやNPOの育成と同時に、これらの指導者を育成していくことも課題です。

「子育て支援ネットワーク」や「要保護児童対策地域協議会」などのネットワークを展開します。人や情報、知恵や経験が共有されることで、相乗効果を促し、個々の活動がより豊かに広がり、きめ細かな子育て支援や対応が展開されることを目指します。

また、行政と地域のパイプ役となる民生委員・児童委員や社会福祉協議会、母子保健推進員との連携を深め、地域で子育てを支えるネットワークづくりを目指します。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 15	地域子育て支援センター事業 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 18	母子保健推進員活動 【再掲】	健康増進課・健康増進係
施策 22	要保護児童対策地域協議会	福祉課・子育て支援係
施策 23	民生委員・児童委員活動	福祉課・子育て支援係
施策 24	子育て支援サービスネットワーク化の推進	福祉課・子育て支援係

④児童の健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通して仲間関係の形成や社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊ぶ、安全に過ごすことができる放課後や週末などの「居場所づくり」の推進を行います。

また、地域内で子どもを取り巻く状況などについて、行政・学校・PTA・民生委員・児童委員・主任児童委員・地域住民も参加して相互に情報を交換し、認識を共有化するといったことにも積極的に取り組んでいきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 13	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 25	アドベンチャー事業(市子ども会育成連絡協議会へ委託)	社会教育課・社会教育係
施策 26	青少年育成補導センター	社会教育課・社会教育係
施策 27	ふるさと塾	社会教育課・社会教育係
施策 28	スポーツ少年団育成	市民スポーツ課・市民スポーツ係
施策 29	青松塾	社会教育課・社会教育係
施策 30	放課後子供教室(各小学校年1回チャレンジ教室を含む)	社会教育課・社会教育係

施策 31	学校施設の開放	市内小・中学校、学校教育課
施策 32	ジュニアリーダー育成研修事業	社会教育課・社会教育係

⑤世代間交流促進

地域における子育て支援施策を実施するにあたって、子育て支援センター、各保育所・幼稚園において地域の高齢者等の参画による異世代交流を行います。

また、年齢に応じた適切な体験ができるような取り組みを行い、交流促進を目指します。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 25	アドベンチャー事業(市子ども会育成連絡協議会へ委託) 【再掲】	社会教育課・社会教育係
施策 27	ふるさと塾 【再掲】	社会教育課・社会教育係
施策 33	ふれあい事業	福祉課・子育て支援係

(2) 母親、乳児、幼児等の健康の確保及び増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、安心して子どもを産みゆとりを持って育てるための基盤となるものです。妊娠・出産・子育てが安全に、かつ快適にできるよう、妊娠早期からの健康管理、指導を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取組を推進します。

①子どもや母親の健康の確保

妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、妊婦・出産から育児へと総合的・継続的な相談・指導体制の確保を図り、母性の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 19	母子健康相談 【再掲】	健康増進課・健康増進係
施策 20	離乳食教室 【再掲】	健康増進課・健康増進係
施策 34	母子健康手帳交付	健康増進課・健康増進係
施策 35	妊婦健康診査	健康増進課・健康増進係
施策 36	妊婦歯科検診	健康増進課・健康増進係
施策 37	新生児聴覚検査	健康増進課・健康増進係
施策 38	産婦健康診査	健康増進課・健康増進係
施策 39	産後ケア	健康増進課・健康増進係
施策 40	乳幼児を持つ母親学級	社会教育課・社会教育係
施策 41	乳児・産婦健康診査	健康増進課・健康増進係
施策 42	6か月児健康相談	健康増進課・健康増進係
施策 43	11～13か月児健康診査	健康増進課・健康増進係
施策 44	1歳6か月児健康診査	健康増進課・健康増進係
施策 45	2歳・2歳6か月児歯科検診	健康増進課・健康増進係
施策 46	3歳児健康診査	健康増進課・健康増進係
施策 47	5歳児歯科検診	健康増進課・健康増進係
施策 48	乳幼児発達相談	健康増進課・健康増進係
施策 49	おやこ教室	健康増進課・健康増進係
施策 50	家庭訪問	健康増進課・健康増進係
施策 51	巡回歯科指導	健康増進課・健康増進係
施策 52	予防接種	健康増進課・健康増進係

②食育の推進

正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた心身の健全な育成を図るため、食育に関する体験活動や子ども参加型の取り組みへの参加を促進するとともに、「食事バランスガイド」の普及及び食育に関する情報提供に努めます。

また、食育基本法に基づき、学校給食における地場産物の活用や「食」に関する体験活動などを通じて、食育の推進を図ります。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 53	学校給食指導の充実	学校教育課・学校教育係
施策 54	食生活改善推進員等の活用	健康増進課・健康増進係

③思春期保健対策の充実

思春期保健対策として、10代の人工妊娠中絶の増加や、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性や性感染症予防、エイズ等に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や飲酒、薬物等に関する教育の充実を図るとともに、サポート相談員や学校の養護教諭・学校に配置している相談員による相談、対応、支援の充実を図ります。

さらに、学童期・思春期の心の問題に対応するため、教師等に対しての研修や心の問題に関する専門的人材の育成に努め、相談体制の充実に取り組みます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 55	性に関する指導	学校教育課・学校教育係
施策 56	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	学校教育課・学校教育係
施策 57	子どもをもつ母親学級の開設(地区婦人会に委託)	社会教育課・社会教育係
施策 58	教育相談事業の充実	学校教育課・学校教育係

④小児医療の充実

小児医療は、安心して子どもを生み育てるための基盤となるものですが、市内には小児科の専門医療機関が少ないため、近隣市の医療機関を多く利用している現状がみられます。健診の実施や乳幼児医療助成制度等により、疾病の早期発見・早期受診・治療のための支援を行っています。

また、関係機関や近隣市との連携により小児医療の充実に努めるとともに、小児期の事故防止等の知識の普及を行っていきます。さらに、すべての子どもが適切な医療や疾病の予防事業を受けることができるよう必要な支援を行っていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 52	予防接種 【再掲】	健康増進課・健康増進係
施策 59	日曜・祝祭日の当番医	健康増進課・健康増進係
施策 60	乳幼児医療費助成	福祉課・子育て支援係
施策 61	ひとり親家庭等医療費助成	福祉課・子育て支援係
施策 62	重度心身障害者医療費助成	福祉課・高齢障害係
施策 63	小児事故防止対策	健康増進課・健康増進係

(3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援の充実などの取組を推進するとともに、子どもを産み育てる喜びを実感できる環境の整備を推進します。

① 学校の教育環境等の整備

子どもたちが地域で様々な体験活動を充実させていくために、プログラムの策定等に当たっては、子ども自身や保護者等の参画を検討していきます。また、より多くの子どもたちが参加できるプログラムの開発に取り組んでいきます。

さらに、学校における教育環境向上のため、従来の行政の画一時的な学級施策ではなく、指導方法や学区割に弾力性をもたせ、地域に根ざした学校づくりを目指します。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 53	学校給食指導の充実 【再掲】	学校教育課・学校教育係
施策 55	性に関する指導 【再掲】	学校教育課・学校教育係
施策 64	学力向上推進	学校教育課・学校教育係
施策 65	多様な学習指導法の開発	福祉課・高齢障害係
施策 66	スクールカウンセラーの配置	学校教育課・学校教育係
施策 67	生活指導研究協議会	学校教育課・学校教育係
施策 68	道徳教育の推進	学校教育課・学校教育係
施策 69	人権教育の充実	社会教育課・社会教育係
施策 70	保健体育学習指導の改善・充実	学校教育課・学校教育係
施策 71	学校保健、安全指導の改善・充実	学校教育課・学校教育係
施策 72	特色ある学校づくり	学校教育課・学校教育係
施策 73	地域に開かれた学校づくり	学校教育課・学校教育係
施策 74	学校区域制度の適切な運用	教育委員会・総務課
施策 75	幼稚園教育の充実	教育委員会・総務課
施策 76	地域学校協働活動	社会教育課・社会教育係

②家庭や地域の教育力の向上

子育て家庭が抱えている悩みやニーズは、子どもの発達段階によって異なります。これらを的確にとらえ対応するため、保育所（園）や幼稚園とも連携しながら、育児関連講座の充実や家庭教育学級の開催等、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を充実させていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 57	子どもをもつ母親学級の開設(地区婦人会に委託) 【再掲】	社会教育課・社会教育係
施策 77	家庭教育の充実	社会教育課・社会教育係
施策 78	家庭教育学級の開設	社会教育課・社会教育係
施策 79	家庭教育支援事業	社会教育課・社会教育係
施策 80	社会教育団体の育成	社会教育課・社会教育係
施策 81	社会教育施設等の整備	社会教育課・社会教育係
施策 82	スポーツ教室の開催	市民スポーツ課・市民スポーツ係
施策 83	指導者養成講座の充実	市民スポーツ課・市民スポーツ係

③有害環境対策の推進

書店やコンビニエンスストアなどで、性や暴力に関する過激な情報を内容とする雑誌・ビデオ・コンピュータソフトなどが販売されています。

有害情報への子どもたちのアクセスの問題は、行政や警察等だけではなく、住民一人ひとりが協力して解決していかなければなりません。そのためには、家庭や学校での指導を徹底させることで子どもを有害情報から保護するとともに、これら有害情報の発信者に対して自主的措置を働きかける等の事前対策にも取り組んでいきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 26	青少年育成補導センター 【再掲】	社会教育課・社会教育係
施策 84	学生保護者会の活動支援	社会教育課・社会教育係

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもとその保護者が安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や安全な道路環境、外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

①良質な住宅の確保

家庭における子育てを安心してできるような住宅の整備を目指します。そのためには、余裕を持って子育てに臨めるゆとりのある優良賃貸住宅の確保や、各種の情報提供により一層取り組んでいきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 85	公営住宅等の整備・充実	都市計画課・建築係
施策 86	子育て世帯に配慮した市営住宅の整備	都市計画課・住宅管理係
施策 87	定住促進補助制度の活用	政策課・政策係
施策 88	空き家バンク制度の活用	政策課・政策係

②安全な道路交通環境の整備

子どもを生み育てるために、安全な道路交通環境を整備し、交通事故の少ないまちづくりに取り組みます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 89	交通安全等施設整備事業	まちづくり防災課・防災安全係
施策 90	市道の改良事業	土木課・土木係
施策 91	カーブミラー・ガードレールの整備	土木課・施設維持係
施策 92	夜間の交通事故防止対策	まちづくり防災課・防災安全係

③安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの親を始め、高齢者・障害者に至るすべての人が安心して外出できるようなまちづくりを考えていかなければなりません。そのためには、公共機関や公的建築物におけるバリアフリー化に取り組みます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 93	【ゆとり・うるおい・バリアフリー】に配慮した道づくり	都市計画課、土木課
施策 94	公共施設等の環境整備	都市計画課・建築係

④安全・安心なまちづくりの推進

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを推進するため、警察や関係機関・団体との連携を強化し、防犯灯の設置、防犯研修会等による防犯に関する普及・啓発を行い、犯罪の抑止・撲滅を図ります。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 95	環境保全に関する市民の意識高揚	生活環境課・環境衛生係
施策 96	商店街の整備	水産商工課・商工係
施策 97	自然と調和したゆとりの都市づくり	都市計画課・ 都市計画係、区画整理係
施策 98	公園等の整備	土木課・施設維持係
施策 99	安全灯施設補助金	まちづくり防災課・防災安全係

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育てを両立させるためには、働き方の見直しなどが必要です。国・県・関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立を支援する制度等の広報・啓発活動に努めます。

①多様な働き方の実現

多様な働き方の実現に向けて、行政が事業主に対してノー残業デーの設定や、年次有給休暇の積極的な取得を認めるよう意識啓発を図るなど、社会全体の運動として広げていくことを目指し、側面からの働きかけを行います。

また、職場優先意識を改善するだけでなく、これまでの性別役割分担にとらわれず平等に生きて行ける社会を目指し、今後の男性の働き方や子育てのあり方について研修会などを実施し、共に子育て参加に取り組む姿勢を持つよう、意識啓発を図っていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 15	地域子育て支援センター事業 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 100	子育てや介護との両立のための制度等の周知・普及と定着	政策課・男女共同参画係
施策 101	男女共同参画社会の実現に向けた啓発	政策課・男女共同参画係
施策 102	育児学級・両親学級への参加啓発	福祉課・子育て支援係

②仕事と子育ての両立の推進

仕事と生活の調和の実現にむけて、子育てを行っている家庭だけの問題ではなく、事業者と労働者や地域社会が一体となり積極的に取り組み、働きながら子育てをしている人が、職場において不利な扱いをされることなく、子育てに時間を割いて、なるべく長い時間子どもと同じ時間を共有できるよう、法律で定められた子育て休業に関する様々な制度の実施を、行政だけでなく、地域住民一体となって様々な方面から事業者に対して働きかけていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 3	延長保育事業 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 6	一時預かり事業 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 7	保育料の無償化 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 12	ファミリーサポート事業 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 13	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 14	障がい児通所支援事業 【再掲】	福祉課・高齢障害係
施策 17	子育て情報の提供 【再掲】	福祉課、健康増進課
施策 103	労働時間の短縮	水産商工課・商工係

③出会いの機会づくり

かつては、男女の出会いの場となる「お見合い」が多く見られ、また各地域に結婚を仲介する世話役のような人々が存在し、「出会いから結婚に向けた」地域が一体となった活動が多く見られました。しかし、近年は真面目に結婚を前提とした出会いの場が少ないという声が多く聞かれることや、各地域内のコミュニケーションが希薄になり、「お見合い」を仲介していた世話役がいなくなったことなどから、出会いの機会づくりを目指した事業を働きかけていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 104	いちき串木野出会いサポート事業	政策課・政策係
施策 105	縁結び隊事業	政策課・政策係

(6) 子ども等の安全の確保

核家族化の進行等によって、子どもを取り巻く環境の悪化が危惧されています。子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、関係機関等と連携した活動を推進します。

①子どもの交通安全を確保するための活動

子どもが安心して外出でき、活発に屋外活動を行いのびのびと育っていけるようなまちを目指します。そのために市役所や警察を始めとする様々な機関は、交通安全教室の開催や交通指導員を配置するなどして、子どもに交通安全意識を植えつけるような事業に取り組んでいきます。

また、住民一人ひとりにおいても、6歳未満の子どもを車に乗せる際には、チャイルドシートを必ず着用し、交通安全教室にも積極的に参加するなどして、日ごろから子どもの安全を意識することを目指します。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 106	交通安全市民運動の推進	まちづくり防災課・防災安全係
施策 107	交通安全教室	学校教育課・学校教育係

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動

子どもは自分で自分の身を守ることが難しいため、より多くの人の目によって子どもを犯罪被害から守る必要があります。

そのために、専門家だけではなく私たちも、「子ども110番の家」等ボランティア活動に参加することで、まち全体としての防犯体制をつくる役割を果たしていきます。「私たちの住むまちの安全は私たち自身の手によって守る」という意識を持つことが大切です。

さらに、子ども自身が自らの身を守る方法を学んでいけるよう、親が様々な機会をとらえて教えることはもちろん、専門家の講習の実施等に取り組んでいきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 26	青少年育成補導センター 【再掲】	社会教育課・社会教育係
施策 108	防犯意識の高揚	まちづくり防災課・防災安全係
施策 109	防犯ブザー	学校教育課・学校教育係
施策 110	学校安全対策	学校教育課・学校教育係
施策 111	保護者・地域との連携による防犯活動の推進	まちづくり防災課・防災安全係

(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

① 児童虐待防止対策の充実

「要保護児童対策地域協議会」を設置することにより、児童虐待問題に対応する機能を持つ医療・保健・教育・警察等関係機関が連携して、私たちのまちが一体となって子どもや家庭への援助の方法や対策を考え、対処していきます。

また、児童虐待の防止・早期発見・早期対応・保護・支援・アフターケアなど、児童虐待に対して総合的に対応していくため、住民一人ひとりが地域の状況に目を配っていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 18	母子保健推進員活動 【再掲】	健康増進課・健康増進係
施策 22	要保護児童対策地域協議会 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 23	民生委員・児童委員活動 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 112	緊急一時保護	福祉課・子育て支援係
施策 113	児童相談の充実	福祉課・子育て支援係
施策 114	家庭児童・母子相談員	福祉課・子育て支援係

② 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等については、それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、相談事業や経済的支援、就労支援に取り組んでいきます。

特に就労支援については、行政に任せるだけでなく、住民一人ひとりも地域の仲間としてできる限りの協力をしていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 61	ひとり親家庭等医療費助成 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 114	家庭児童・母子相談員 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 115	相談・指導体制の充実	福祉課・子育て支援係
施策 116	児童扶養手当	福祉課・子育て支援係
施策 117	母子・寡婦福祉資金の貸付	福祉課・子育て支援係
施策 118	自立支援教育訓練給付金事業	福祉課・子育て支援係
施策 119	高等職業訓練促進給付金事業	福祉課・子育て支援係
施策 120	母子生活支援	福祉課・子育て支援係

③障害児施策の充実

妊婦一般健診や乳幼児健康診査の充実を図り、障害の原因となる疾病等の早期発見に努めるとともに、障害のある子ども及び発達に問題があると思われる子供に関しては、関係機関の連携により最善の方向を探っていきます。

また、障害のある子どもへの支援と身近な地域での安心した生活の実現のために、障害のある子どもが地域で安心して共に生活できるよう、在宅福祉サービスを充実させるとともに、地域においては住民一人ひとりが見守っていくことが必要です。

さらに、各種子育て支援事業と連携して、障害のある子どもが地域で障害のない子どもと共に保育・教育を受けることができるよう、関係機関の連携を強化していきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 5	障害児保育事業 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 14	障がい児通所支援事業 【再掲】	福祉課・高齢障害係
施策 62	重度心身障害者医療費助成 【再掲】	福祉課・高齢障害係
施策 121	高齢者福祉サービス(居宅介護・同行援護・行動援護・短期入所)	福祉課・高齢障害係
施策 122	障害児通所支援事業	福祉課・高齢障害係
施策 123	地域生活支援事業(日常生活用具給付・移動支援・日中一時支援事業)	福祉課・高齢障害係
施策 124	補装具給付等事業	福祉課・高齢障害係
施策 125	特別児童扶養手当	福祉課・子育て支援係
施策 126	障害児福祉手当	福祉課・高齢障害係
施策 127	保育・教育内容の充実	福祉課・子育て支援係
施策 128	保育・教育相談窓口の整備	学校教育、福祉、増進

(8) 子育てにかかる費用への支援

近年の経済環境の悪化等により、子育て中の家庭を取り巻く現状は厳しさを増しています。子育てにかかる経済的な負担感などから、子育てに対して消極的な家庭を増加させないために、未来の宝子育て支援金や児童手当の支給、子ども医療費や乳児紙おむつ購入費の助成等の経済的支援を行っていきます。

①子ども等にかかる各種費用の支給・助成

近年の経済状況の悪化や、雇用不安により安心して子を産み育てることができないと感じている家庭が多く、また、子育てにかかる費用の負担感も増加しています。

さらに、ひとり親家庭や障害をもつ子どもをかかえる家庭など、様々な状況においても子どもとその家庭の福祉の増進を図ることを目的として、きめ細やかな支援を行うことが求められています。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 61	ひとり親家庭等医療費助成 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 62	重度心身障害者医療費助成 【再掲】	福祉課・高齢障害係
施策 116	児童扶養手当 【再掲】	福祉課・子育て支援係
施策 126	障害児福祉手当 【再掲】	福祉課・高齢障害係
施策 129	未来の宝子育て支援事業	福祉課・子育て支援係
施策 130	児童手当	福祉課・子育て支援係
施策 131	遺児手当(旧遺児及び父子手当)	福祉課・子育て支援係

3 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組について

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性が示されています。

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室についても、令和6年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、新・放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区**で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で**一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、新たに開設する放課後児童クラブの**約80%を小学校内で実施**することを目指す。
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

（1）放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

令和6年度までに、全小学校区の50%に整備することを目指します。

（2）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量

令和6年度（2023年度）までに、1箇所整備することを目指します。

(3) 放課後子供教室の2023年度までの実施計画

希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進します。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- ・ 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等について、検討・情報共有を行い、事業の円滑な導入を図ります。
- ・ 連携型の場合の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう配慮します。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- ・ 放課後児童クラブや放課後子供教室に使用できる余裕教室の活用状況等について、教育委員会と福祉部局とが定期的に協議を行ないます。
- ・ 放課後子供教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- ・ 放課後活動の実施にあたっての責任体制については、それぞれの実施主体の責任とします。
- ・ 総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行ないます。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

必要があれば関係機関と協議のうえ、放課後活動への登録に配慮し、対象児童の様子把握に努めます。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

地域や保護者のニーズ等に基づき、開所時間の延長について柔軟な放課後児童クラブの運営を目指します。

(9) 各放課後児童クラブが、新・プラン3④に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

- ・ 子どもの自主性、社会性等により一層の向上を図る研修への積極的な参加を放課後児童クラ

ブへ促します。

- ・放課後児童クラブの役割をさらに向上させるよう、相互の情報交換を行いながら活動に取り組みます。

(10) 新・プラン4④に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

児童への育成支援の方針について、保護者への送付文等に掲載するなど周知を図り、地域住民に対して交流の機会を設けるなど活動内容等を理解してもらう取り組みを行ないます。

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民が協働し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組めます。

2 計画の推進体制

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「いちき串木野市子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。

